

平成26年度版

NPOで活動する方のための
Q&A・ヒント集・レポート集+お役立ち情報



発行：虎の巻編集会議・（公財）ふるさと島根定住財団
協力：島根NPO連絡協議会・松江NPOネットワーク

発刊にあたって・・・

NPO法が制定されてから16年が過ぎ、県内のNPO法人数も270を超え、全国でも約5万のNPO法人が、多様な分野で、また各地域で活発な活動を続け地域や社会の課題を解決しています。

しかしその一方で、全国的に解散するNPO法人が徐々に増え、島根県内では平成26年12月末時点で41法人が解散しています。解散する理由はさまざまですが、組織運営が立ち行かなくなったり、世代交代がうまくいかなかったりして解散する法人もあります。NPO法人は法律やNPO法人会計基準等に基づいた組織運営が求められ、事務的な部分や人材育成等、悩みを抱えながら運営している場合が多いように思います。

そのような中で、平成26年度は県内のNPO法人がお互いに学びあい、さらなる組織の成長や活動の発展につながることを目的とした交流会を開催し、開催前には県内のNPO法人それぞれが抱える悩みを聞くためのアンケート調査を実施しました。そのアンケートや交流会をとおして、団体が抱えるさまざまな悩みが見えてきました。それらの悩みや課題の一つひとつは、すぐに解決できるものではないかもしれませんが、しかし、ちょっとしたきっかけで解決できたり、より良い方向へ導くヒントを得る機会になるはずです。今回、その機会の一つになることを願い、日々の運営に活かすことができるヒントを盛り込んだ「NPO虎の巻」を作成しました。定住財団に寄せられた相談内容をもとに作成した「Q&A」のほか、交流会の事例発表やセミナー講師として関わっていただいた方々からの情報をもとにした「ヒント集」や「レポート集」、また活動に役立つ「お役立ち情報」を盛り込んでいます。

これから活動をスタートされる方はこれからの基盤づくりに。すでに活動している方は、もう一度確認してみる意味で、それぞれのQ&Aに目を通してみてください。何か一つでも、お役に立てる内容になれば幸いです。

平成27年3月

NPO虎の巻編集会議 事務局
(公財)ふるさと島根定住財団

目次

発刊にあたって

各章の見出し3

I. Q&A集 ～専門相談から～7

- ・法人設立・事業運営
- ・会計・税務
- ・労務管理

II. ヒント集36

1. ヒント集
2. 情報提供いただいたNPO・講師のご紹介

III. レポート集48

1. 〈協働 きっかけ編〉
共創・協働マーケット2015松江（松江NPOネットワーク）
2. 〈協働 実践編〉
NPOと行政の協働の効果（島根NPO連絡協議会）

IV. お役立ち情報62

- ・会計
- ・登記
- ・組織・事業運営
- ・窓口一覧

虎の巻編集会議メンバー紹介 90



I. Q&A集 ～専門相談から～

法人設立・事業運営

組織

- 1 主たる事務所の移転に伴って、どのような手続きが発生しますか？ 8
- 2 支部は定款に明記していませんが、設置は可能でしょうか？ 8
- 3 任意団体からNPO法人へ財産を引き継ぐにはどうしたらいいのでしょうか？ 9
- 4 NPO法人は他の団体に寄附をすることが可能でしょうか？ 9

事業

- 5 施設管理等の受託事業は、収益事業のうち「請負業」に該当しますか？ 10
- 6 NHK受信料徴収事務を受託しますが、「その他の事業」に該当しますか？ 10
- 7 有償で事務代行を行うことに問題は無いでしょうか？ 11
- 8 土地・建物の取得について 12
- 9 NPO法人が出資して会社をつくることは可能でしょうか？ 12

総会

- 10 総会の開催を省略できる場合があるのでしょうか？ 13
- 11 総会には、出席者全員がひとつの会場に集合しなければならないのでしょうか？ 13
- 12 総会を代議員のみの出席で開催することは可能でしょうか？ 14

役員

- 13 法人の代表権を理事長など特定の理事に制限するのはなぜですか？ 14
- 14 理事の改選において、事務局長が役員となることに問題はないのでしょうか？ 15
- 15 総会前に役員の任期が切れてしまう場合、どのような対処をすべきでしょうか？ 15
- 16 定款に伸長規定がある場合、後任者が就任するまで辞任できないのでしょうか？ 16

認定 仮認定

- 17 認定または仮認定を受けた場合に、法人の名称変更は必要ですか？ 16

解散

- 18 法人が解散する時、どのような手続きが発生しますか？ 17

会計・税務

税金

- 1 収益事業と税金の申告について 19
- 2 収益事業開始に伴う会計・税務の手続きは、どのようなものがありますか？ 19
- 3 市からの補助金は税金対象になりますか？ 20
- 4 所得税の納税義務について 20
- 5 消費税の納税義務について 21
- 6 法人住民税の免税手続きはどのように行うのでしょうか？ 21
- 7 謝金や講師料は源泉徴収の対象になりますか？ 22
- 8 情報収集に係る謝金は源泉徴収の対象になりますか？ 22
- 9 賞与の源泉所得税はどのように計算したらよいのでしょうか？ 23
- 10 年末調整とは、どのようなものですか？ 24

会計

- 11 指定管理を受託している際の会計・税務について 25
- 12 会費の未収金の取扱いはどうしたらいいのでしょうか？ 25
- 13 交際費はどのように扱えばよいのでしょうか？ 26
- 14 予算にない科目が発生した場合、補正予算を立てるのでしょうか？ 26

役員

- 15 役員の中に公務員が2人いますが、費用弁償は可能ですか？ 27
- 16 理事長に役員報酬ではなく、給与を支払うことができるのでしょうか？ 27

労務管理

就業規則	1	就業規則を労働基準監督署に提出するべきでしょうか？	28
	2	正職員・契約職員・パートタイマー(アルバイトを含む)別の規則について	28
	3	就業規則の中に「法定休日」は必ず明記が必要ですか？	29
年休	4	年次有給休暇を買い上げる際の時間単位はいくらにすればよいですか？	29
	5	育児休業取得者の年次有給休暇について	30
	6	年次有給休暇は、どのように付与すればよいのでしょうか？	30
	7	年次有給休暇の更新日はいつですか？	31
時間外	8	時間外手当は、どのように支払えばよいのでしょうか？	31
	9	時間外の会議が残業手当にあたりますか？	32
	10	割増賃金はどのようにして算出しますか？	32
保険	11	保険料等で財政的に厳しいのですが、解決策はありますか？	33
	12	ボーナスを出した時の保険関係の計算が合いません。	33
	13	定年退職者の社会保険は、どのように扱えばよいのでしょうか？	34
その他	14	新規に職員を雇用する際は、どのようなことに気をつけなければなりませんか？	34
	15	スタッフの休憩時間について、定めがありますか？	35

専門相談のご案内

ふるさと島根定住財団では、地域活性化活動や社会貢献活動を実施する団体や県民の方を対象に、本紙でもお世話になっている公認会計士・税理士、社会保険労務士、行政書士といった専門家による個別相談を無料で行っています。法人の運営でお困りの際には、お気軽に定住財団までお問い合わせください。

■相談分野

会計・税務、法人の立ち上げや申請、事業・組織の運営、職員の労務管理 等

■相談日等

相談日は原則平日とし、相談日の日程を調整して当方で決定します。相談場所は財団事務所ですが、内容等によっては現地まで伺います。

■相談時間

一団体(人)につき、1分野あたり4回までとし、20時間を上限とします。

■お申込み・お問い合わせ

ふるさと島根定住財団 地域活動支援課 TEL 0852-28-0690

※ 専門相談の詳細やチラシはこちらから↓

ふるさと島根定住財団HP <http://www.teiju.or.jp/local/?senmon>

【原稿作成にご協力いただいた 専門相談員の皆さま】

法人設立・事業運営

行政書士

中野 俊雄氏

会計・税務

公認会計士・税理士

利弘 健氏

労務管理

特定社会保険労務士

村松 文治氏

II. ヒント集

資金	1. 助成金が終了した後、どのようにして事業を継続させていますか? …… 37 NPO法人プロジェクトゆうあい NPO法人岡山NPOセンター
	2. 助成金の申請時の企画書をどのように書いていますか? …… 37 ふるさと島根定住財団
	3. 寄付金はどのようにして集めていますか? …… 38 認定NPO法人自然再生センター NPOマネジメントラボ
	4. 収益を増やす方法は? …… 39 NPOマネジメントラボ NPO法人岡山NPOセンター
事業	5. 事業や活動のふり返りは、事業終了後だけでいいですか? …… 40 NPO法人岡山NPOセンター
	6. 事業報告書をどのように作成していますか? …… 41 認定NPO法人あしづえ NPO法人日本エコビレッジ研究会
情報	7. 情報発信や情報開示は、どのように行っていますか? …… 42 「CANPAN★5つ」「だんだん認証レベル2」のNPO法人
人材	8. 役員の世代交代は、どう進めていますか? …… 43 NPO法人おやこ劇場松江センター
	9. 理事のモチベーションを上げるには? …… 44 NPO法人まつえ・まちづくり塾 NPO法人岡山NPOセンター

III. レポート集

きっかけ	1. 〈協働 きっかけ編〉 共創・協働マーケット2015松江 …… 49 松江NPOネットワーク
実践	2. 〈協働 実践編〉 NPOと行政の協働の効果 …… 53 島根NPO連絡協議会

IV. お役立ち情報

会 計

NPO法人会計基準の導入に必要な10のチェック項目	63
---------------------------	----

登 記

“変更登記”していますか？	66
---------------	----

組織・事業運営

1. 設立、変更の手続きに関する情報	68
2. ポータルサイト等	
・日本財団 公益コミュニティサイト「CANPAN」	70
・県民活動応援サイト「島根いきいき広場」	73
・しまね地域ポータルサイト「だんだん」	76
3. 情報収集	
(1) 島根県NPO活動推進室ホームページ	77
(2) しまね社会貢献基金	78
(3) 島根県内 助成団体一覧	79
(4) みんなで使おう！NPO法人会計基準	79
(5) 内閣府 NPOホームページ	80
4. 事務局年間カレンダー	81

窓口一覧

1. 相談窓口	
・県内中間支援センター	83
・ふるさと島根定住財団のサポート	84
2. NPO法人申請手続き窓口	87
3. 登記等に関する窓口	88
4. 税に関する窓口	88
5. 労務に関する窓口	89

I. 専門相談 Q&A

ここでは、ふるさと島根定住財団に実際にあった
NPO法人に関する相談内容をもとに、
対応いただいた専門家の方々のご協力のもと、Q&Aの形式で
「法人設立・事業運営、会計・税務、労務管理」の
3つのカテゴリーに分け、疑問にお答えしています。

主たる事務所の移転に伴って、どのような手続きが発生しますか？

総会での議決の後、所轄庁へ届け出を行い、変更登記を行う必要があります。

< 参考 >

- * 所轄庁への届け出については、島根県発行の「NPO法人設立・運営の手引き」(ダウンロードは [こちら](http://www.pref.shimane.lg.jp/admin/nonprofit/npotebiki/) (http://www.pref.shimane.lg.jp/admin/nonprofit/npotebiki/))をご覧ください。
- * 変更登記についての詳細は本誌 P.66 をご覧ください。

支部は定款に明記していませんが、設置は可能でしょうか？

支部は定款に規定が無くても設置可能です。

ただし、その支部の拠点を法人の従たる事務所とする場合は定款の変更及び変更登記が必要です。

※このQ&Aは個別の案件に答えたものです。様々なケースがありますので、その都度専門家にご相談されることをお勧めします。

任意団体からNPO法人を設立して活動を行っていく場合、前身の任意団体の財産をNPO法人に引き継ぐには、どうしたらいいのでしょうか？

多くの団体はその財産をNPO法人へ寄付しています。

ただしここで注意すべきは、将来法人を解散する場合に問題が生じる可能性があることです。法人の構成メンバーが任意団体や一般社団法人で活動を継続したいと希望しても法人の財産をその任意団体や一般社団法人に譲渡することはできません。法律で譲渡先が他のNPO法人か、国、地方公共団体又はNPO法第11条第3項に規定される法人に限定されているからです。任意団体からNPO法人へ財産の移転は可能ですがNPO法人の財産を任意団体や一般社団法人へ移転することは不可です。

NPO法人は他の団体に寄附をすることが可能でしょうか？

NPO法には寄附に関する規定はありませんから、寄附という行為が禁じられているわけではありません。

ただし、寄附することが、定款で定められた目的や特定非営利活動に係る事業に反しないかどうかを検討する必要があります。

また、NPO法第3条は、「特定非営利活動法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行ってはならない。」と規定していますので、寄附することが「特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的」としているかどうか問題になる可能性があります。社会貢献活動を行うNPO法人等の活動を助成することを目的及び事業とするNPO法人が、他のNPO法人等に助成のための寄附をするような場合は、NPO法第3条に違反しないと考えられます。

なお解散を視野に入れて残余財産を減らす目的で他の団体へ財産を移す寄附は、NPO法の脱法行為となります。

※このQ&Aは個別の案件に答えたものです。様々なケースがありますので、その都度専門家にご相談されることをお勧めします。

自治体からの施設管理等の受託事業は、法人税法上の収益事業のうちの「請負業」に該当しますか？

法人税法上の請負業は民法で規定される請負業よりも広く委任契約や準委任契約も含まれますので、施設の管理受託業務は法人税法上の請負業に該当すると判定される可能性があります。収益事業に該当するか否かは契約書の内容によります。委託金額が実際の支出額より低い場合、あるいは委託業務に要した経費が委託料の額に満たないときは差額を返還するといった実費精算の定めがあり、かつ税務署長の確認を受けた場合には収益事業には該当しません。そうでなければ、請負業として収益事業に該当することになります。

NHK受信料徴収事務を受託しますが、「その他の事業」に該当しますか？

該当する特定非営利活動が不明なので、その他の事業に該当します。
ただし、その事業受託がまちづくりなど公益性のあるものと認められる事情があれば特定非営利活動に該当します。

※このQ&Aは個別の案件に答えたものです。様々なケースがありますので、その都度専門家にご相談されることをお勧めします。

地域づくりの組織やNPO法人が、有償で他人の依頼を受け事務代行を行うことに問題はないでしょうか？

NPO 法人が事務代行を行う場合は、行政書士法や司法書士法等各専門士業の業務の制限に抵触するおそれがあります。各専門士業別の業務制限は以下の通りで、無資格者が下記の業務を行うことは法律で禁じられており、制限に違反した場合には刑事罰が科される可能性がありますので十分注意すべきです。

〈各専門士業別の業務制限〉

- ・行政書士：他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成すること。
- ・司法書士：他人の依頼を受けて、次に掲げる事務を行うこと。
 - 一 登記又は供託に関する手続について代理すること。
 - 二 法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録を作成すること。
- ・税理士：他人の求めに応じ、租税に関し、次に掲げる事務を行うこと。
 - 一 税務代理
 - 二 税務書類の作成
- ・社会保険労務士：労働及び社会保険に関する法令に基づいて申請書等（行政機関等に提出する申請書、届出書、報告書、審査請求書、異議申立書、再審査請求書その他の書類を作成すること。申請書等について、その提出に関する手続を代わってすること。

※このQ&Aは個別の案件に答えたものです。様々なケースがありますので、その都度専門家にご相談されることをお勧めします。

NPO法人が行う事業において「使用する土地・建物を取得する場合に法人が直接取得する場合」と、「代表者個人が取得したうえで法人に賃貸する場合」がありますが、どちらがよいでしょうか？

法人が税法上の収益事業を行っている場合に法人税の申告に際して法人所有であれば固定資産税、減価償却費が経費になります。代表者が個人で取得し法人に賃貸すると賃借料が経費となります。また行政や助成財団の福祉施設等の改修助成金を利用する場合にその施設の所有者に制限がある場合があることに注意を要します。

また代表者である理事が所有する不動産等を法人に賃貸する場合は、その契約はNPO法第17条の4に規定される「利益相反行為」に該当するので当事者である理事は賃貸契約等において法人の代表権を行使できません。この場合他の理事や監事が所轄庁に特別代理人の選任を請求しその特別代理人が法人を代表して契約行為を行わなければなりません。

< 参考 >

NPO法 第十七条の四

特定非営利活動法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代表権を有しない。この場合においては、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。

そのうえNPO法人自身が財産を所有することについて二つの大きなリスクがあることに留意しなければなりません。

ひとつはいわゆる「乗っ取り」の危険性があることです。会社に比べてNPO法人の場合、正会員になることに大きな対価を要することがないので、外部の人間が容易に多数派を形成できる可能性があります。

またもうひとつは、法人を解散する場合に残余財産を他のNPO法人や自治体に寄附しなければならないことです。このようにNPO法人自身が財産を所有することには慎重な検討を要します。

※このQ&Aは個別の案件に答えたものです。様々なケースがありますので、その都度専門家にご相談されることをお勧めします。

NPO 法人が出資して会社をつくることは可能でしょうか？

NPO法人がその特定非営利活動に係る事業のために出資して会社を作ることは可能です。

ただし、その会社が行う事業が風俗事業であったり、投機的な事業で出資者である NPO 法人に損害を与える可能性がある場合は避けなければなりません。

また理事等の経営する会社の経営を援助する目的で、法人の目的とは何の関係もない事業をしている会社の増資を引き受けるという場合は、NPO法第3条第1項に違反することになります。

毎年の通常社員総会の開催を省略できる場合があるのでしょうか？

NPO法14条の2において「少なくとも毎年1回、通常社員総会をひらかなければならない。」と法定されているので、現実の社員総会の開催を省略できません。

定款に、「理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。」という規定(みなし総会決議の規定)をおくことが、総会を省略できるということになるわけではありません。

※このQ&Aは個別の案件に答えたものです。様々なケースがありますので、その都度専門家にご相談されることをお勧めします。

専門相談
Q&A

Q. 11

26年度作成

法人設立
事業運営

社員総会は、出席者全員が一つの会場に集合しなければならないのでしょうか？

必ずしも出席者全員が一つの会場に集合する必要はなく、複数の会場でテレビ会議システム等を使って開催することは可能です。

ただし、出席者全員に発言ができること、及びその発言が即時に他の会場の出席者にも伝わること(情報伝達の双方向性及び即時性)を保証しなければなりません。

専門相談
Q&A

Q. 12

26年度作成

法人設立
事業運営

社員総会を代議員のみの出席で開催することは可能でしょうか？

社員総会において発言する権利や議決する権利を社員(正会員)から奪うことはできないので、代議員のみの出席では社員総会とは言えません。

ただし支部等の社員全員が委任状をもって支部の代表社員に議決権を委任することは可能です。

※このQ&Aは個別の案件に答えたものです。様々なケースがありますので、その都度専門家にご相談されることをお勧めします。

法人の代表権を理事長など特定の理事に制限するのはなぜですか？

法人の代表権とは、法人が第三者と契約等の法律行為を行う場合に法人に変わって(代表して)契約行為を行える権限のことです。つまり代表権のない者が第三者と契約をしてもその契約は法人の行為として認められないということです。NPO法では原則として理事全員が単独で法人の代表権を持っていると規定しています。

ただ、このままでは理事が勝手に第三者と契約した場合にも法人は責任を負わなくてはならず、トラブルの元になるので、多くの法人は定款に「理事長は、この法人を代表し・・・」という規定を置き、代表権者を特定の理事に制限しています。

このことによって理事長以外の理事が勝手に第三者と契約した場合は、法人は契約の履行責任(代金の支払い等)を負わなくて済みます。

理事の改選において、事務局長が役員となることに問題はないでしょうか？

理事と事務局職員を兼任することに問題はありません。しかし、監事と事務局職員を兼任することはできません。

また、事務局職員が理事に就任した場合には法人からその者に支給する報酬には注意を要します。具体的には、支給する報酬の性格が職員給与であるのか役員報酬であるのかを明確にしておく必要があり、職員給与は定められた職員給与規定に基づく金額であることを要し、役員報酬を支給する場合はNPO法や定款で定められた役員総数の3分の1以内の規定に抵触することのないようにします。

※このQ&Aは個別の案件に答えたものです。様々なケースがありますので、その都度専門家にご相談されることをお勧めします。

役員を選任を総会で行いますが、総会開催以前に役員任期が切れてしまいます。どのような対処をすべきでしょうか？

定款に以下の規定がある法人の場合は同規定が適用されるので特に対処は不要です。

「前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には任期末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。」

この規定がない法人の場合は、NPO法第十七条の三の規定により、所轄庁に仮理事の選任を請求しなければなりません。

< 参 考 >

NPO法第十七条の三

理事が欠けた場合において、業務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。

なお、理事会において役員を選任するNPO法人の場合は、定款に任期の伸長規定を置くことはできません。

定款に「役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない」という規定があります。役員を辞任したいが自分の後任者が決まっていない場合には、後任者が就任するまで辞任できないのでしょうか？

役員は原則として一方的に辞任の意思表示をすれば総会や理事会の承認等を要せず辞任できます。

上記設問の定款の規定は、辞任または任期満了した元役員がその職務を行わなければならない場合を「役員が存在しないために法人に損害が生じるなど急迫の事情がある場合」に限ると解釈することが妥当です。

多数の役員がいて、そのうち1人が辞任または任期満了によって退任しても「急迫の事情」が生じない場合、退任した役員が従来通り役員職務を行う必要はありません。

※このQ&Aは個別の案件に答えたものです。様々なケースがありますので、その都度専門家にご相談されることをお勧めします。

認定または仮認定を受けた場合に、法人の名称変更は必要ですか？

認定(仮認定)を受けた後、法人の名称を「特定非営利活動法人〇〇」から「認定(仮認定)特定非営利活動法人〇〇」へと変更する場合には総会に於いて定款変更を決議し、所轄庁への定款変更の認証申請を行い、認証書到達後に法務局に名称変更の登記を行います。

その他税務署や県税事務所、労働基準監督署等に変更を届け出る必要があります。

ここで注意すべきは、認定(仮認定)特定非営利活動法人でない者が認定(仮認定)特定非営利活動法人を名乗ることは禁止されているので(NPO法第50条)、認定を辞退したり、継続する際の認定申請を怠ったりして認定(仮認定)特定非営利活動法人ではなくなった場合にも、早急に上記の名称変更と同様の手続きを取って旧名称に戻らねばNPO法違反となります。このことから定款での名称変更は慎重であるべきでしょう。

法人が解散する時、どのような手続きが発生しますか？

NPO法人の解散事由はNPO法第31条に下記のように定められています。

- 1 社員総会の決議
- 2 定款で定めた解散事由の発生
- 3 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- 4 社員の欠乏
- 5 合併
- 6 破産
- 7 第43条の規定による設立の認証の取り消し

社員の欠乏、合併、破産、認証取り消しはそれぞれ特別の手続きを要するので、ここでは総会の決議、解散事由の発生、事業の成功の不能に共通する手続きについて説明します(詳細は次ページ)。

※このQ&Aは個別の案件に答えたものです。様々なケースがありますので、その都度専門家にご相談されることをお勧めします。

Q. 18 詳細

1 解散及び清算人の登記

解散事由が確定した後、最初に行う手続きは「解散及び清算人の登記」です。解散後理事という役職は消滅し、法人を代表し清算事務を行う役員は清算人となります。定款に別段の定めがあるときまた社員総会において理事以外の者を選任したとき以外は、原則として解散時の代表権を持つ理事が清算人となります。解散時より二週間以内に、その主たる事務所の所在地を管轄する法務局において、解散及び清算人の登記を行います。

2 所轄庁への解散の届出

清算人は、登記完了後、解散を証明する登記事項証明書を添付して解散の届出を所轄庁に提出しなければなりません。

3 官報の広告及び債務の弁済、債権の取り立て

清算人は知れない債権者に対して官報において二ヶ月の期間内に法人に対する債権の申出をすべき旨の催告をしなければなりません。定款に於いて他の方法での公告を規定している場合はその公告もおこなう必要があります。知れたる債権者に対しては各別に債権の申出の催告をしなければなりません。申し出た債権者及び知れたる債権者に対して債務の弁済を行い、未回収の債権があれば取り立てを行い、残余財産を確定させます。二ヶ月の催告期間終了後、残余財産があれば定款に定めた者に譲渡し、定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がないときは、清算人は、所轄庁の認証を得て、その財産を国又は地方公共団体に譲渡することができます。

4 清算終了の登記

清算人は清算事務報告書を作成して監事の監査を受け、会員に清算事務の終了を報告します。また法務局において、解散終了の登記をし、登記完了後清算終了を証明する登記事項証明書を添付して清算終了届出書を所轄庁に提出しなければなりません。

5 その他の報告、届出等

- ・税法上の収益事業を行っている法人は税務署及び県税事務所、市町村の税務課へ、その他の法人は県税事務所、市町村の税務課へ解散の報告、届出を行います。
- ・職員を雇用している法人は税務署に対して「給与支払事務所等の廃止届」をおこないます。また労働基準監督署、公共職業安定所及び社会保険事務所への報告、届出等も行います。

以上をもって解散に伴う手続きは完了します。

※このQ&Aは個別の案件に答えたものです。様々なケースがありますので、その都度専門家にご相談されることをお勧めします。

レストランで料理提供を行います。施設は保有していません。その場合、税金申告はどうなりますか？

NPO 法人については、対象となる事業が法人税法上の「収益事業」に該当するかが重要となります。収益事業に該当するか否かは、①その事業が法人税法施行令第5条に規定された34種類の事業に該当するか、②その事業が継続して行われているか、③事業場を設けて行われているか、を確認する必要があります。それぞれの要件に該当するか否かは微妙な判断を要するものもありますので、慎重に対応する必要があります。

レストランで料理提供を行う場合、法人税施行令第5条第1項第16号の「料理店その他の飲食店業」に該当すると思われます。その事業を継続して、かつ事業場を設けて行う場合には法人税法上の収益事業に該当する可能性があります。

< 参考 >

法人税法施行令第5条に規定する収益事業の範囲

- ①物品販売業 ②不動産販売業 ③金銭貸付業 ④物品貸付業 ⑤不動産貸付業 ⑥製造業
⑦通信業 ⑧運送業 ⑨倉庫業 ⑩請負業 ⑪印刷業 ⑫出版業 ⑬写真業 ⑭席貸業 ⑮旅館業
⑯料理店その他の飲食店業 ⑰周旋業 ⑱代理業 ⑲仲立業 ⑳問屋業 ㉑鉱業 ㉒土石採取業
㉓浴場業 ㉔理容業 ㉕美容業 ㉖興行業 ㉗遊技所業 ㉘遊覧所業 ㉙医療保健業
㉚芸・学力教授業 ㉛駐車場業 ㉜信用保証業 ㉝無体財産権の提供業 ㉞労働者派遣業

収益事業開始に伴う会計・税務の手続きは、どのようなものがありますか？

NPO 法人が収益事業を開始する場合、所轄税務署、都道府県(県税事務所等)、市町村に「収益事業開始届」を提出する必要があります。またこの際、所轄税務署に「青色申告承認申請書」を合わせて提出することにより、繰越欠損金制度の適用や法人税額の税額控除等のメリットを享受することができます。

なお、青色申告の承認を受ける場合、「提出期限」を厳守する必要がありますので、留意が必要です。

※このQ&Aは個別の案件に答えたものです。様々なケースがありますので、その都度専門家にご相談されることをお勧めします。

専門相談 
Q&A

Q. 3

26年度作成

会計・税務

市からの補助金は税金対象になりますか？

国や地方公共団体からの補助金をNPO法人の収益事業に充てる場合には、原則として課税対象となります。

ただし、収益事業に該当しない事業に対する補助金や、固定資産の取得又は改良に充てるために交付を受ける補助金については、その固定資産を収益事業の用に供する場合であっても、収益事業に係る益金(収益)の額に算入しないこととされています【法人税基本通達15-2-12】。

専門相談 
Q&A

Q. 4

26年度作成

会計・税務

給与が「年間 103 万円までは税金がかからない」と聞いたのですが、そうなのでしょうか。

その方の収入が、勤務しているNPO法人からの給与のみである場合、その給与収入が年間103万円(給与所得控除65万円と基礎控除38万円の合計)以下である場合には所得税は課税されません。

ただし、地方税については別途かかりますので注意が必要です。

※このQ&Aは個別の案件に答えたものです。様々なケースがありますので、その都度専門家にご相談されることをお勧めします。

専門相談 
Q&A

Q. 5

26年度作成

会計・税務

消費税は、売上金が 1,000 万円以下であれば申告しなくてよいと聞いたのですが、そうなのでしょうか。逆に 1,000 万円を超える場合には必ず消費税の申告をしなければならないのでしょうか。

売上高が 1,000 万円以下である場合に、すぐに消費税が課税されるとは限りません。NPO 法人の場合、消費税が課税されるか否かは、通常、基準期間(前々期(ただし例外あり))の課税売上高(消費税の対象となる取引に係る売上高)が 1,000 万円を超える場合に、納税義務が生じます。

専門相談 
Q&A

Q. 6

26年度作成

会計・税務

法人住民税の免税手続きはどのように行うのでしょうか？

NPO 法人の場合、収益事業を行っていない場合は法人税の申告義務はありませんが、地方税(法人県民税、法人市民税)については、均等割の納付義務があります。

法人県民税、法人市民税には法人税割と均等割があり、法人税割は収益事業を行っていない場合や所得(法人税計算上の利益)が赤字の場合にはかかりませんが、均等割は収益事業を行っていない場合や所得が赤字の場合でも納付する必要があります。

ただし、鳥根県の法人県民税の場合、収益事業を行っていない場合には所定の手続きにより均等割を免除する条例(県税条例第 8 条)があります。また、収益事業を行っている場合にも、所定の手続きにより、設立の日から 3 年以内に終了する各事業年度において、所得が赤字の場合に、均等割を免除する条例(特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例第 2 条)があります。

また、法人市民税の場合も同様の免除規定があることがありますので、所在地の市町村に確認されることをお勧めします(例えば松江市の場合、収益事業を行っていない場合には鳥根県と同様の規定がありますが、収益事業を行っている場合には鳥根県と同様の規定はありません)。

※この Q&A は個別の案件に答えたものです。様々なケースがありますので、その都度専門家にご相談されることをお勧めします。

謝金や講師料は源泉徴収の対象になりますか？

NPO 法人が支払った「報酬」については、所得税法第 204 条、所得税法施行令第 320 条等に限定列挙されているものに該当する場合には、その支払時に源泉徴収をする必要があります。逆に、上記限定列挙されている項目に該当しない場合には、源泉徴収をする必要がありません。このため、その支払った報酬が上記の限定列挙されている項目に該当するか否かが重要となります。

謝金の場合、例えばそれが原稿料に対する謝金や講演の講師料としての謝金であれば、所得税法第 204 条 1 項第 1 号の「原稿料」「講演の謝金」に該当し、源泉徴収を要する可能性があります。

情報収集に係る謝金は源泉徴収の対象になりますか？

ご質問の場合、その情報収集に係る業務の報酬が、所得税法第 204 条、所得税法施行令第 320 条等に掲げられた報酬等に該当する場合には源泉徴収対象となりますが、該当しない場合には源泉徴収対象とはなりません。

また、情報収集等の委託業務の場合、その謝金が「報酬」なのか「給与(アルバイト代等)」なのかについても慎重に検討する必要があります。仮にその謝金の実態が「給与」である場合には、給与として源泉徴収を要する可能性があります。

※このQ&Aは個別の案件に答えたものです。様々なケースがありますので、その都度専門家にご相談されることをお勧めします。

賞与の源泉所得税はどのように計算したらよいでしょうか？

「給与所得者の扶養控除等申告書」の提出があった従業員に係る賞与の源泉徴収税額については、源泉徴収税額表の「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」の甲欄により、前月中の「社会保険料等控除後の給与等の金額」と「扶養親族等の数」を用いて「賞与の金額に乗すべき率」を求め、賞与の額に乗じて算出します。

また、「給与所得者の扶養控除等申告書」の提出がない従業員に係る賞与の源泉徴収税額については、源泉徴収税額表の「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」の乙欄により、同様の方法により求めます（詳細は国税庁「源泉徴収税額表」を参照）。賞与に係る源泉徴収額の算出は毎月の給与の場合と異なりますので、留意が必要です。

< ご案内 >

ふるさと島根定住財団主催「NPO法人事務局セミナー」では、この設問に関する事も取り上げています。そちらもぜひご活用ください。

セミナー情報は
こちら ⇒

* ふるさと島根定住財団のホームページ(<http://www.teiju.or.jp/>)または、ふるさと島根定住財団 地域活動支援課 TEL 0852-28-0690 まで。

※このQ&Aは個別の案件に答えたものです。様々なケースがありますので、その都度専門家にご相談されることをお勧めします。

年末調整とは、どのようなものですか？

給与の支払者は、毎月(日)の給与の支払の際に所定の「源泉徴収税額表」によって所得税及び復興特別所得税の源泉徴収をすることになっていますが、その源泉徴収をした税額の1年間の合計額は、給与の支払を受ける人の年間の給与総額について納めなければならない税額(年税額)と一致しないのが通常です。

この一致しない理由は、その人によって異なりますが、①源泉徴収税額表は、年間を通して毎月の給与の額に変動がないものとして作られているが、実際は年の中で給与の額に変動があること、②年の中で控除対象扶養親族の数などに異動があっても、その異動後の支払分から修正するだけで、さかのぼって各月の源泉徴収税額を修正することとされていないこと、③配偶者特別控除や生命保険料、地震保険料の控除などは、年末調整の際に控除することとされていることなどがあげられます。

このような不一致を精算するため、1年間の給与総額が確定する年末にその年に納めるべき税額を正しく計算し、それまでに徴収した税額との過不足額を求め、その差額を徴収又は還付し精算することが必要となります。この精算の手続を「年末調整」と呼んでいます。(国税庁「年末調整の仕方」より抜粋)

< ご案内 >

ふるさと島根定住財団主催「NPO法人事務局セミナー」では、この設問に関する事も取り上げています。そちらもぜひご活用ください。

セミナー情報は
こちら ⇒

* ふるさと島根定住財団のホームページ(<http://www.teiju.or.jp/>)または、ふるさと島根定住財団 地域活動支援課 TEL 0852-28-0690 まで。

※このQ&Aは個別の案件に答えたものです。様々なケースがありますので、その都度専門家にご相談されることをお勧めします。

指定管理を受託していますが、それに伴う会計・税務について教えてください。

行政からの指定管理の受託は、法人税法施行令第5条第1項第10号に規定される「請負業」に該当する可能性があり、この場合、法人税の申告が必要となります。

ただし、①法令・規則や委託契約書等において、当該指定管理が「実費弁償」により行われる場合、②予め一定期間を区切って所轄税務署長の確認を受けた場合には、当該指定管理事業は収益事業から除外されることとなります【法人税基本通達 15-1-28】。

なお、上記の考え方は、指定管理の受託に限らず、行政から委託を受ける事業について、一般的に当てはまるものと思われま。

また、基準期間(前々期(例外あり))の指定管理料が1,000万円(指定管理以外に課税売上有る場合にはそれを含めて)を超える場合には、消費税の申告も必要になる可能性があります。

会費の未収金の取扱いはどうしたらいいのでしょうか？

発生主義の原則からすると、会費を未収計上する方が好ましいと考えます。

ただし、実際にその会費を収受できるか否かが不明な場合には、未収計上することで却って財務書類の利用者が混乱することも考えられます。特に賛助会費等、実態が「寄付金」に近い性質のものについては、未収計上しない方が合理的との考え方もあります。

従って、その会費の性質や徴収可能性等を勘案し、①納入の確約ができている会費、②決算作業中に現に納入された前年分会費、については未収計上した方が合理的でしょう。

なお、未収計上しない場合には現金主義により収益計上することになりますので、前年分の会費であっても当年の収益として計上すれば足りると考えます。

※このQ&Aは個別の案件に答えたものです。様々なケースがありますので、その都度専門家にご相談されることをお勧めします。

交際費はどのように扱えばよいのでしょうか？

NPO 法人が交際費を計上できないとする規定はありませんし、非営利法人であっても、その事業を円滑に進めるための費用として交際費を計上することはあり得ると考えます。

ただし、役員、社員、職員等に対して特別の利益を与えないことが定められており(NPO 法第 45 条第 4 項口)、法人の規模や事業内容に照らして社会通念上妥当な額を超える場合には、監事の監査、理事会や総会若しくは所轄庁の検査等で説明を求められることがあると思われます。

予算にない科目が発生した場合、補正予算を立てるのでしょうか。

改正前の NPO 法においては、第 27 条(会計の原則)第 1 項において予算厳守が規定されていましたが、現在は削除されています。ただし、島根県内のほとんどの NPO 法人は定款において、予算の作成と報告・承認を自ら義務付けているのが実態です。

従って、補正予算を立てるか否か、またどの程度実績が予算を超過する場合に補正予算を立てるのかについては、法人の自治に委ねられていると考えられますので、法人の事業の内容や性格、規模、会員の構成等を勘案して法人が自ら決めることとなります。

※この Q&A は個別の案件に答えたものです。様々なケースがありますので、その都度専門家にご相談されることをお勧めします。

役員の中に公務員が2人いますが、費用弁償は可能ですか？

NPO 法人に係る法律・規定等において公務員が役員に就任できない、または公務員に費用弁償を行ってはならないとするものではありません。ただし、費用弁償を受ける役員たる公務員の所属する国・地方公共団体に「費用弁償を受ける」ことについて制約が設けられているかもしれませんので、その点について注意する必要があります。

NPO 法人の理事長に役員報酬ではなく、一般の従業員と同様、「給与」を支払うことができるのでしょうか？

NPO 法上は、役員が、職員の立場と兼務することにより、職員と同等の条件で給料を受け取る場合には、「役員報酬」としてではなく「給与」として処理することが可能です。ただし、監事は職員の立場を兼ねることができません。

一方、法人税法上は、理事長、副理事長、専務理事、常務理事等については、使用人兼務役員にはなれませんので、これらの方々に支払う報酬はたとえ給与として支払ったとしても全額「役員報酬」と見做される可能性があります。その他の理事については使用人兼務役員となることが原則として認められます。

法人税法上、役員報酬は毎月定額支給分が損金(税務上の経費)となりますが、定額分を超える額については税務申告上の経費とならない可能性があることに注意が必要です。

※このQ&Aは個別の案件に答えたものです。様々なケースがありますので、その都度専門家にご相談されることをお勧めします。

就業規則を労働基準監督署に提出するべきでしょうか？

常時10人以上の労働者(パートタイム労働者を含む)を使用する使用者は、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出なければなりません。【労働基準法 第89条】

【その他 気を付けたいこと】

- ・就業規則を変更した際にも届出が必要。
- ・就業規則は、労働者に「周知」させることが義務付けられている。

ちなみに、36協定(時間外・休日労働に関する協定)は、労働者が一人でもいて、時間外労働と休日労働の協定書は、所轄の労働基準監督署へ届出をして初めてその効力が発生します。

就業規則は、正職員・契約職員・パートタイマー(アルバイトを含む)別に作成が必要ですか？

正職員・契約職員・パートタイマー(アルバイトを含む)別の規定を作成することをおすすめします。

正職員の就業規則のみ作成して、あとは、個別の契約によるということもできなくはないですが、トラブルになる可能性がありますので、「正職員用のもの」と「正職員以外のもの」の2通りを作成するのも一案です。

※このQ&Aは個別の案件に答えたものです。様々なケースがありますので、その都度専門家にご相談されることをお勧めします。

就業規則の中に「法定休日」は必ず明記が必要ですか？

法定休日は必ずしも明記する必要はありませんが、所定休日は必ず明記しなければなりません。

年次有給休暇を買い上げる際の時間単位はいくらにすればよいですか？

年次有給休暇を使用した際に支払う賃金の額以上の額であれば問題ありません。

〔年次有給休暇中の賃金は、次の3つのうち、そのいずれかを支払わなければなりません〕

- (1) 平均賃金
- (2) 所定労働時間労働した場合に支払われる**通常の賃金**
- (3) 健康保険法に定める**標準報酬日額に相当する金額** ※労使協定が必要

上記3つのいずれの場合も、時間単位年休の場合は、その日の所定労働時間で除して得た額とします。

【労働基準法第39条7項、則25条】

※このQ&Aは個別の案件に答えたものです。様々なケースがありますので、その都度専門家にご相談されることをお勧めします。

育児休業取得者の年次有給休暇について教えてください。

〔付与について〕

育児休業した期間は、出勤率の算定上出勤したものとみなします。

【労働基準法第 39 条第 8 項】

〔使用について〕

年次有給休暇は、労働義務のある日についてのみ請求できるものでありますから、育児休業申出後には、育児休業期間中の日について年次有給休暇を請求する余地はありません。

【平成 3 年 12 月 20 日 基発 712 号】

年次有給休暇は、どのように付与すればよいでしょうか？

年次ごとに所定労働日の8割以上出勤した従業員に対しては、次の表のとおり勤続年数に応じた日数の年次有給休暇を与えなければなりません。【労働基準法第 39 条】

勤続年数	6か月	1年6か月	2年6か月	3年6か月	4年6か月	5年6か月	6年6か月以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

- ・当該年度に新たに付与した年次有給休暇の全部又は一部を取得しなかった場合には、その残日数は翌年度に繰り越されます。
- ・年次有給休暇（繰越し分を含む）のうち、5日を超える分については、労使協定を締結し、当該協定の定めるところにより年次有給休暇の時季を指定することがあります。この場合において従業員は、会社が特に認めた場合を除き、当該協定に基づき年次有給休暇（「計画年休」という）を取得しなければなりません。
- ・法人は、労使協定に定めるところにより、前条の年次有給休暇の日数（繰越し分を含む）のうち、1年度につき5日を限度として、1時間を1単位として、年次有給休暇を付与することができます（時間単位年休という）。【労働基準法第 39 条】

※このQ&Aは個別の案件に答えたものです。様々なケースがありますので、その都度専門家にご相談されることをお勧めします。

年次有給休暇の更新日はいつですか？

雇入れの日から起算して6か月経過した日の翌日に最初の付与、その後1年ごとに更新が必要です。

【労働基準法第39条】

時間外手当は、どのように支払えばよいのでしょうか？

1日8時間、週40時間を超えて労働させた場合は、時間外労働に対する割増賃金(2割5分以上)の支払いが必要です。【労働基準法第37条】

なお、深夜(原則として午後10時～午前5時)に労働させた場合は、深夜労働に対する割増賃金(2割5分以上)の支払いが必要です。【同条】

※このQ&Aは個別の案件に答えたものです。様々なケースがありますので、その都度専門家にご相談されることをお勧めします。

時間外の会議は、残業手当にあたりますか？

1日8時間、週40時間を超えて労働させた場合は、時間外労働に対する割増賃金(2割5分以上)の支払いが必要です。【労働基準法第37条第1項】

よって、月給者であれば125%の残業手当、時給者であれば当該時間の100%に加えて25%の残業手当の支払いが必要となります。

当該「会議」が自由参加であれば残業扱いは不要ですが、事業上、強制参加であったり、業務上の必要性があるもの、業務の遂行に欠かせないものであれば、残業手当の支払いが必要となります。

割増賃金はどのようにして算出しますか？

月給者

$$\frac{\text{基本給} + \text{諸手当}}{\text{1か月平均所定労働時間数}} \times 1.25 \times \text{時間外労働時間数}$$

$$\text{1か月平均所定労働時間数} = \{ (365 \text{日又は} 366 \text{日} - \text{年間休日}) \times \text{1日の所定労働時間} \} \div 12 \text{カ月}$$

時給者

(月額で支給される賃金がある場合は、A+Bで算出)

$$(A): \text{基本給} + (B): \frac{\text{諸手当}}{\text{1か月平均所定労働時間数}} \times 1.25 \times \text{時間外労働時間数}$$

(時給)

※次の7種類の手当は、諸手当に算入しなくても良い。

- ①家族手当、②通勤手当、③別居手当、④子女教育手当、⑤住宅手当、
- ⑥臨時に支払われた賃金 ⑦1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

【労働基準法第37条第5項】

※このQ&Aは個別の案件に答えたものです。様々なケースがありますので、その都度専門家にご相談されることをお勧めします。

保険料等で財政的に厳しいのですが、解決策はありますか？

- 雇用保険は、週20時間以上の勤務と31日以上雇用の見込みがあれば加入します。
- 正職員の4分の3未満の働き方で対応できる部分があります。

社会保険等の加入は、

- ①「1日または週の労働時間が正職員のおおむね4分の3以上」及び
- ②「月の勤務日数が正職員のおおむね4分の3以上」

この二つの要件をみたしたときですので、社会保険料負担を軽減したいときは、①または②のどちらかを満たさない働き方をすることで、社会保険の加入を回避できるので、その働き方を検討してみてください。

例えば、正職員が1日8時間勤務、月の勤務が平均21日勤務の法人の場合、「1日5時間勤務で月の勤務21日」又は「1日8時間勤務で月の勤務15日」の場合、社会保険の加入は不要です。

ボーナスを出した時の保険関係の計算が合いません。どうしたらよいでしょうか？

毎月の給与支給時に控除する社会保険料は、算定等で決定した標準報酬月額をもとに決まっていますが、賞与支給時に控除する社会保険料は、標準賞与額(賞与額から1,000円未満を切り捨てた額)にそれぞれの料率を乗じて得た額となります。

【健康保険法第45条、第156条1項、厚生年金保険法第24条、第81条3項、4項】

※このQ&Aは個別の案件に答えたものです。様々なケースがありますので、その都度専門家にご相談されることをお勧めします。

定年退職者の社会保険は、どのように扱えばよいのでしょうか？

被保険者の退職後継続再雇用(1日も空くことなく同じ会社に再雇用されること)については、いったん使用関係が中断したとみなし、資格喪失届および資格取得届を提出できます。

これにより、再雇用後の給与に基づき標準報酬月額資格取得時決定が行われ、保険料額等は、再雇用後の給与に応じた額に変更されます。

なお、この取り扱いは、定年退職か否かに関わらず、60歳以上で退職後継続して再雇用される人に適用されるようになっています。

【平成25年1月25日付け通達】

新規に職員を雇用する際は、どのような事に気をつけなければなりませんか？

A1. 次の事項については、必ず書面の交付により明示しなければなりません。

- ①労働契約の期間に関する事項
- ②就業の場所及び従事すべき業務に関する事項
- ③始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇等
- ④賃金の決定、計算及び支払いの方法、賃金の締切り及び支払いの時期に関する事項
- ⑤退職に関する事項

【労働基準法第15条第1項】

また、パートタイム労働者に対しては、上記の事項に加えて、次の事項も書面の交付による明示が必要です。

- ①昇給の有無
- ②退職手当の有無
- ③賞与の有無
- ④相談窓口(氏名、役職など)

【短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム労働法)第6条と第16条】

A2. 雇用保険は週所定労働時間が20時間以上かつ31日以上雇用の見込み、社会保険は正社員の所定労働時間の4分の3以上かつ所定労働日数の4分の3以上で加入が必要です。

※このQ&Aは個別の案件に答えたものです。様々なケースがありますので、その都度専門家にご相談されることをお勧めします。

必ず取らなければならないスタッフの休憩時間について、定めがありますか？

労働時間が6時間を超える場合は45分以上、8時間を超える場合には1時間以上の休憩を与える必要があります。【労働基準法第34条】

また、休憩時間は労働時間の途中であれば、分割して与えることも可能です。

※このQ&Aは個別の案件に答えたものです。様々なケースがありますので、その都度専門家にご相談されることをお勧めします。



～あしたから使える小ネタ(アイスブレイク編)～

会議やイベント、講座など、特に初対面の人々が集まる機会をつくるとき、緊張をほぐして、和やかな雰囲気をつくることはとても大切です。ここでは、ちょっと休憩をはさみつつ、アイスブレイクをいくつかご紹介します。

その1 トンドンゲーム

- ① 3人以上で円を作り、片手ずつ交互に全員の手をひらを重ねていきます。
- ② 進行役の「トン」という掛け声と共に、一番下の手の人は一番上へと手を重ねていきましょう。
- ③ 何回か「トン」の動きを繰り返していき、進行役は途中で「ドン！」と大きな声で指示を出します。
- ④ 進行役の「ドン！」が聞こえたら、一番下の手の人は瞬時に一番上にある人の手を叩きにいきます。他の人は叩かれないように、一斉に逃げましょう。
- ⑤ 何度か繰り返したら、仲直りの握手をしてグループを入れ替えてやってみましょう。



※ 情報提供 : NPO法人しまねコーチズ



ヒント集



ここでは、県内で活動する
NPO法人の皆さんに伺った事例、
また、定住財団主催のセミナーで
お世話になった講師の方々からいただいた
情報を掲載しています。

1. ヒント集



悩み No. 1 (H26年度作成)

【資金】

助成金が終了した後、どのようにして事業を継続させていますか？

助成事業の多くは、助成期間が1年です。その短い期間の中で、自身が申請書に記載したことを守るのは当然ですが、「目標をスタート段階でどこに設定するのか」が極めて大きなポイントと言えます。商品開発や枠組みづくりまでを助成事業で行うという目標設定もいいですし、マーケット調査という方法も考えられます。必要としている人がいるのかどうかニーズをきちんと把握し、助成期間中に築いた他者との関係を深めていくことで、助成事業で作った基盤が後につながることを期待できます。

助成事業から自主事業への展開

●NPO法人プロジェクトゆうあいの場合

バスマップを作成する事業を松江市に提案し、市からの補助金で事業をスタートしました。補助金を活用し試作版を無料配布しました。無料配布した段階で好評だったことで手ごたえをつかみ、その後は路線図のみでなく時刻表も加えた「バスブック」として改良し、企業広告を付けて書店にて販売を始めました。現在では第15号の発行となるまでに至っています。

助成金は事業(商品)開発への投資

●NPO法人岡山NPOセンターの場合

事業の立上げ、初期調査等に助成金等を活用しています。例えば、多岐にわたるNPOの事務を整理した「検定」を作成したのですが、その検定を全国の他の中間支援組織へノウハウ移転して事業拡大する際、助成金を活用しました。「活動」を「事業」化するには、販売できる「商品」にする必要があります。取り組みを整理し、外部の力を借りて磨き、定例反復的に提供できるようにする。助成金をその初期投資に活用しています。



悩み No. 2 (H26年度作成)

【資金】

助成金を申請するとき、企画書をどのように書いていますか？

ふるさと島根定住財団では、助成金の申請をする場合の事業計画のまとめ方、申請書の書き方等のセミナーを毎年開催しています。そのほか、助成事業を行う場合、当財団も含め公開で審査会を行っている場合があります。その審査会を見に出かけることはとても有効です。申請する団体のプレゼンを聞くことで、どのように伝えると良いのかが見えてきます。また、審査員がどういうポイントで質問しているかを聞くことで、資金を出す側は何を知りたいのかが見えてきます。審査基準があらかじめ公開されている場合も多くありますので、そのような事前の情報収集も大切です。

※ 定住財団のセミナー・公開審査会の情報はこちらから↓

県民活動応援サイト「島根いきいき広場」 <http://www.shimane-ikiiki.jp/>

寄付金はどのように集めていますか？

寄附集めの前の準備(マナー)として、まず「何をするために寄附が必要なのか」を相手にきちんと示す必要があります。インターネットで寄附を呼びかけるのであれば、インターネット上での情報発信が必須ですし、対面で寄附をお願いするのであれば、読み手の負担にならないよう工夫した資料を用意する必要があります。島根県ではFAAVO 島根や、しまね社会貢献基金といった寄附の受け皿としての基盤整備を行っています。

寄附は「共感」そして「納得」へ

●認定NPO法人自然再生センターの場合

私たちは相対値基準※で認定NPOを取得した後、「1年間で500人の共感・仲間・ファンをつくろう」と“チャレンジ共感 500”を合言葉に寄附集めをキックオフしました。寄附は単なる資金集めだけではなく、事業成果の一つである「活動への共感」を得ることに意識を向けようと、あえて高い数字に設定しました。具体的には、私たちの活動、いただいた寄附の使用目的、思いを明確にお伝えすることを意識しました。共感是人から人へと広がり、たくさんの方の協力を得て、取得1年後に551口の共感・仲間・ファンを得ることができました。

次は、共感していただいた方に応援を継続していただけるよう「共感」から「納得」へ！をキーワードに取り組んでいきます。事業をしっかりと展開していくことはもちろん、その事業をわかりやすく見せる情報発信に力を注いでいきたいと思っています。また、継続していけるだけの組織の基盤強化に取組み、自主財源や民から民へのお金の流れの中での事業展開を目指しています。

※ 認定NPO法人には、「PST(パブリック・サポート・テスト)」という広く市民から支援を受けているかどうかの状況を、寄附によって判断するという基準があり、そのいずれかに適合する必要があります。そのうち「相対値基準」とは、法人の「経常収入金額」のうち、「寄附金等収入金額」の割合が5分の1以上でなければならないという基準です。また「絶対値基準」は、3,000円以上である寄附者の合計数が年平均100人以上でなければならないという基準です。そのため認定を取得したNPO法人は、実績判定期間である5事業年度の期間、年平均100人以上の寄附者を集めなければなりません。

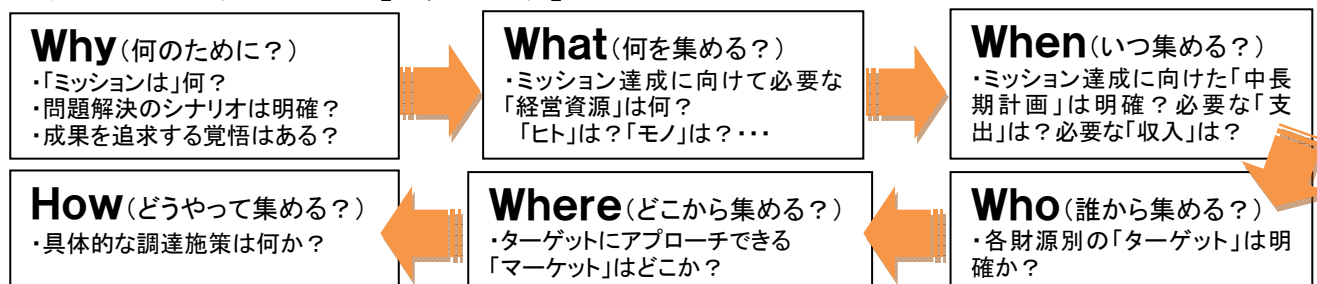
自然再生センターの場合、初めて認定NPOの申請をする際には「相対値基準」を用いましたが、現在は認定NPOの有効期間が終了する5年後の更新時に向け、より活動へ共感してもらう仲間やファンをつくっていくこと、「絶対値基準」で申請する予定で進めています。

HOW(どのように集めるか?)からのスタートはダメ!

●NPOマネジメントラボ 山元 圭太さん

H26年度定住財団主催のNPOマネジメントセミナー講師のNPOマネジメントラボ代表 山元圭太さんは、セミナーの中で、寄附集めを考えると、「どうやって集めるか」という「手法」から考える団体がとても多く、そのことが自分たちの事業を混乱させているとおっしゃっていました。寄附を集める前にすべきことは、「Why」=「何のために」を明確にすることです。自分たちはどんな課題を解決しようと思っていますか？その解決のシナリオは明確になっていますか？寄附や資金を集めるまえに、下記の順番にそって、具体的に団体内で話し合しましょう。

「ファンドレイジングの5W1H」プランニング



参考: 山元圭太氏ブログ「ヤマゲンメモ」(<http://yamagenmemo.blogspot.jp/2012/11/no20.html>)

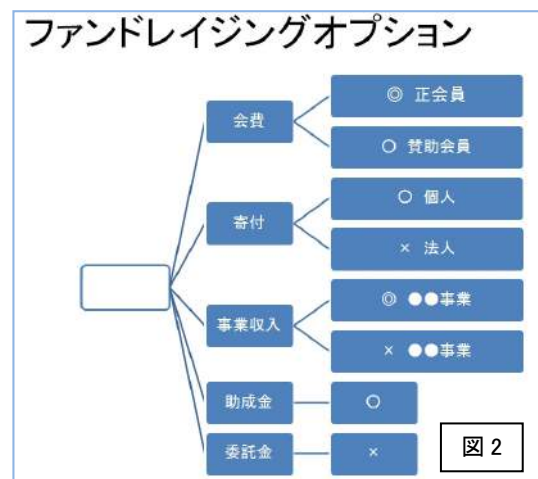
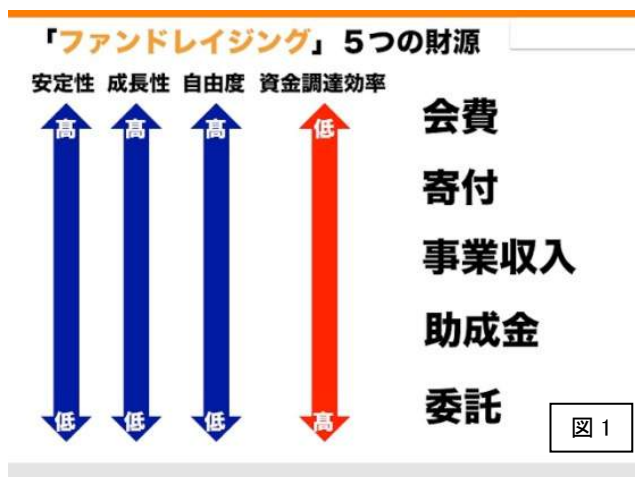
収益を増やす方法は？

ひとえに収益といっても、NPO法人会計基準では、①受取会費、②受取寄付金、③受取助成金等、④事業収益、⑤その他収益の5つに分類することを基本としています。安定的に法人運営をすすめるには、会費や寄附金、自主事業収入で構成する自主財源を増やす必要があります。

まずは、「現状を知ること」から

●NPOマネジメントラボ 山元 圭太さん

H26年度NPOマネジメントセミナー「自主財源アップセミナー～長期的な財源を育てる！～」講師のNPOマネジメントラボ代表の山元圭太さんは、セミナーの中で「持続可能な財源」の大切さの話をされました。NPOの財源として挙げられるのは「会費」、「寄付」、「事業収入」、「助成金」、「委託金」の5つです。この財源は、「安定性」や「成長性」、「使途(自由度)」や「資金調達効率」など、特徴がさまざま(図1参照)。これら多様な財源を、団体にとって一番バランスのいい形で育てていかなければなりません。そのためには、まず、自分たちの団体が将来的にどこを伸ばすといいのか、現状と照らし合わせながら考えていく必要があります(図2参照)。



参考: 山元圭太氏ブログ「ヤマゲンメモ」(<http://yamagenmemo.blogspot.jp/2012/08/no7.html>)

目標達成の先に事業収益獲得を結びつける！

●NPO法人岡山NPOセンターの場合

NPOは物理的な商品(有形)をもっておらず、無形な場合がほとんどです。例えば、子ども向けの体験活動の提供や私たちの組織で言えば、セミナーや相談対応です。これを販売できるものにするのに、大まかに2つの方法があると思います。1つはキャンプやセミナーや相談を一定の水準でいつでも団体内の誰でも再現できるようにすることです。しかし、これは簡単なようで難しいです。なぜなら多くのサービスは団体内の「個人」の力量によるところが多いからで、これを揃えるにはマニュアル作成や研修などが必要になります。もう一つがノウハウを販売できる冊子にまとめることです。例えば私たちはセミナーの資料+マニュアル(動画)の販売をしています。

もう一つ重要な点として事業開始前に「調査をする」ことがとても大切だと感じています。その事業で解決を目指す課題の対象者の総量やニーズ、原因など、詳細な数字(データ)で示すことができれば客観的に重要性を示すことができ、それは市民の共感を生み、行政や議員の方を説得しやすくなります。例えば市町村における支援策の差などを把握するなどメールやFAXを上手く活用することで経費をかけずにすることも可能です。

事業や活動のふり返りは、事業終了後だけでいいですか？

事業を行う上で、目標達成のために、「Plan 計画⇒Do 実行⇒Check 評価⇒Action 改善」のサイクルにそって進めていくことが望ましいとされています。一般的に年1回程度など、相応の時期に目標に対する現状を振り返る必要がありますが、定期的に進捗状況を確認し軌道修正していくことで、より効果の高い事業を実施することにもつながります。どのメンバーで、どういうタイミングで進捗状況の確認と軌道修正を行うと良いのか、今一度、組織内で話し合ってみてもいいのではないのでしょうか。

常に軌道修正する機会を！

●NPO法人岡山NPOセンターの場合

私たちの場合、大きく3チームに分かれて事業を行っていますが、各チームで週に1回は進捗状況を共有し、遅れている事業については分担をし直す会議を開いています。また、個人の日々のタスクは毎日インターネットのツールで共有し、その2つの組み合わせで進捗を管理しています。そして、事業自体の目標に対する見直しを3カ月に1度くらい行っています。例えば、大学生の先生が小中学校にボランティアについて出前授業をするプロジェクトでは「年間20校の小中学校へ行く」という具体的な目標を立てていますが、3か月の時点で4分の1が達成できていなかった場合は「なぜいけなかったのか」、「どうすれば達成できるのか」について検証し、広報の仕方や担当者の役割分担、ターゲットとする学校の絞り込みなど計画を立て直して実行することを繰り返しています。また、半年に1回はチームリーダーによる全体の計画見直しや各メンバーの個別面談を行っています。



～あしたから使える小ネタ(アイスブレイク編)～

会議やイベント、講座など、特に初対面の人々が集まる機会をつくるとき、緊張をほぐして、和やかな雰囲気をつくることはとても大切です。ここでは、ちょっと休憩をはさみつつ、アイスブレイクをいくつかご紹介します。

その2 反射じゃんけん

- ① 会場に居る人とペアになり、右手で握手をします。
- ② 握手した手はギュッと握らず添えるだけにし、左手でじゃんけんをしていきます。
- ③ 勝った人は相手の手を素早く握り、負けた人は握られる前に手前に引いて逃げましょう。
- ④ 慣れてきたら手を左手に変えます。
- ⑤ 終わったら所属や氏名で自己紹介し、ペアを変えていきましょう。



※ 情報提供 : NPO法人しまねコーチズ

事業報告書をどのように作成していますか？

NPO法人が毎年所轄庁に提出する「事業報告書」は、所轄庁に提出することが目的ではなく、活動の様子を広く市民に伝え、より多くの人々の共感や信頼を得るためのツールです。自分たちが取り組んでいる社会課題は何か、それに対してどういった活動を行い、どのように地域や社会の課題解決につなげているのかを表現する必要があります。所轄庁が示している様式にとらわれず、写真などを自由に用いて、見る側の視点に立ったわかりやすい報告書を作成することで新たな広がりが期待できます。

事業報告書を変えることが、事業や組織の成長に・・・

●認定NPO法人あしぶえの場合

NPO法人設立当初は所轄庁に提出するための数枚の報告書でした。ある人の「この報告書はつまらん」のひと言から報告書を見直すことに・・・。NPOというのは、社会課題を見据えて、それに対してどう対処して、どう変えていくのかを市民に伝えなければなりません。事業報告書は、それを伝える最良のものだと気づいたのです。演劇が社会にどう役に立つのか、言語化・文字化していくことは大変な作業でした。しかし、そこをやらなければ人には伝わらないのです。何度も報告書を作り直し、社会の現状と対策、市民のニーズ、利用者の声など、より伝わるようにするにはどうしたらいいかを考え工夫しました。報告書を作り直した結果5つの事が変わりました。

＜事業報告書をつくり直すことで変わったこと5つ＞

- ① 活動への理解、信用が高まった。
- ② 支援が継続してきた。
- ③ ふり返り会の重要性を、スタッフやサポート会のメンバーが理解し、ふり返ることが日常化した。またそのことで次の企画立案が楽になった。
- ④ 普段の活動の報告をフォーマット化し、事業が終わり次第ふり返りを行うなど、日常の業務の見直しにつながった。
- ⑤ 助成金の申請書作成時や各種アンケートに答える際など、実績データの要望にもすぐに対応できるようになった。



* 認定NPO法人あしぶえ報告書はこちらから⇒ http://www.yitf.org/?page_id=728

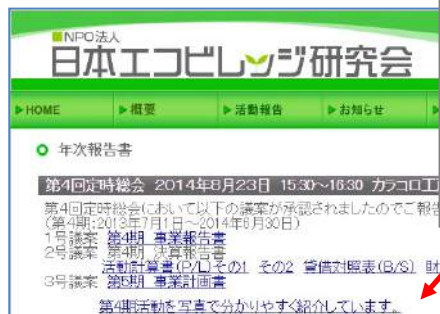
市民に伝える工夫

●NPO法人日本エコビレッジ研究会の場合

NPO法人として活動している以上、市民に情報を公開し、見てもらう責任があります。「言うべきことを言い、やるべきことをきちんとやる！」ということの基本姿勢として、事業報告書ではきちんと皆さんにお伝えすることを大切にしています。所轄庁へ提出する報告書のほか、写真や文章で簡潔に伝える報告書を作成し、活動のPRや情報発信をしています。また、その作成したものを総会資料として提示するほか、ホームページに掲載し、一般に見ることができるようにしています。

より市民にNPOの取組が分かるよう、工夫することが大切です。

* NPO法人日本エコビレッジ研究会
報告書はこちらから↓
<http://www.ecov.jp/index.html>



情報発信や情報開示は、どのように行っていますか？

情報発信は、法人の内外の人たちからの協力や信頼を得るためには必要不可欠です。近年はインターネットの普及により、不特定多数の人に対して広めることができる様々なツールがあります。それぞれのツールの特徴を活かし発信をしていきましょう。見る側にとっては「サイトはあるがまったく更新されていない」という状態が最も気になりますので、更新を怠らないことも気を付けたいポイントの一つです。

市民に伝わる工夫

●「CANPAN★5つ」・「だんだん認証レベル2」のNPO法人

情報発信・開示に積極的な「CANPAN★が5つ(詳細 P.70)」で、さらに「だんだん認証レベル2(詳細 P.76)」を取得している県内のNPO法人を紹介します。日常の活動の様子はブログや Facebook、イベントやボランティア募集の告知は「島根いきいき広場」のようなポータルサイト、またNPO法人の責任としての情報開示の部分は日本財団公益コミュニティサイト「CANPAN」を使うなど、それぞれのツールの特徴を活かし、発信をしているのが良くわかります。

所轄庁	法人の名称	認定	仮認定	CANPAN	だんだん認証	ホームページ	Facebook	ブログ	基金登録(※)
益田市	陽だまり			★★★★★	レベル2	●		●	●
浜田市	浜田おやこ劇場			★★★★★	レベル2	●	●	●	●
	あいの会			★★★★★	レベル2			●	●
	らんぐ・ざーむ			★★★★★	レベル2	●		●	
大田市	しまね子どもセンター			★★★★★	レベル2	●		●	●
	緑と水の連絡会議	●		★★★★★	レベル2	●	●	●	●
出雲市	療育センター燦々	●		★★★★★	レベル2	●		●	●
	コミュニティサポートいずも			★★★★★	レベル2	●		●	●
	スサノオの風			★★★★★	レベル2	●			●
	ぽんぽん船			★★★★★	レベル2			●	●
雲南市	ほっと大東			★★★★★	レベル2	●		●	
	ハウル			★★★★★	レベル2			●	●
松江市	おやこ劇場松江センター			★★★★★	レベル2		●	●	●
	まごころサービス松江センター	●		★★★★★	レベル2	●		●	
	まちづくりネットワーク島根	●		★★★★★	レベル2	●	●	●	●
	YCスタジオ			★★★★★	レベル2	●	●	●	●
	プロジェクトゆうあい			★★★★★	レベル2	●	●	●	●
	まつえ・まちづくり塾			★★★★★	レベル2	●	●		●
	あしぶえ	●		★★★★★	レベル2	●	●	●	●
	ほっと・すぺーす21			★★★★★	レベル2	●		●	●
	バイオマス総合研究センター			★★★★★	レベル2	●			●
	日本寧夏友好交流協会			★★★★★	レベル2	●		●	●
自然再生センター	●		★★★★★	レベル2	●	●	●	●	
計	23法人	6	0	23	23	19	9	20	20

(平成27年3月末時点)

※基金登録・・・詳細は P.78

役員の世代交代は、どう進めていますか？

社会的な存在となった組織が持続的に活動していくためには、必ず世代交代に直面します。それぞれの団体によってさまざまですが、どういう人材が必要なのか、あるいは現在の団体役員のあり方そのものを組織の中でじっくり考えてみることから始めてもいいのではないのでしょうか。

事業運営の中で大人も育つ！

●NPO法人おやこ劇場松江センターの場合

2015年2月で設立42年、現代表は11代目となります。当団体の会員は、多くが子育て当事者とその家族で、サービスの受け手であると同時に担い手でもあるという特徴があります。住んでいる地域毎に分けたブロックと、役員と会員で構成する5つの事業部があり、事務局と連携しながら年間を通して事業を企画運営しています。先輩会員から誘われて親子で楽しく参加する中で交流や活動が広がり、仲間と悩みや喜びを共有しながら子どもを育てたり協力して事業を運営したりすることで地域の課題に気づき、活動の担い手としての自覚も徐々に育まれていきます。現役世代をさまざまな形で支える、第一線を退いた先輩方の存在も私たちの大切な財産です。



～あしたから使える小ネタ(アイスブレイク編)～

会議やイベント、講座など、特に初対面の人々が集まる機会をつくるとき、緊張をほぐして、和やかな雰囲気をつくることはとても大切です。ここでは、ちょっと休憩をはさみつつ、アイスブレイクをいくつかご紹介します。

その3 カニカメゲーム

- ① 会場に居る人とペアになり、まずはジャンケンをします。勝った人は「カニ」負けた人は「カメ」と名前を決めておきましょう。
- ② 両手を前に出したらそれぞれ相手の手を挟むように手を配置します。
- ③ 進行役が「カニ」か「カメ」を「カーーーー・・・カメ！」と大きな声で呼び、名前を呼ばれた人は相手の挟んだ手を思いっきり叩きます。
- ④ 名前を呼ばれなかった人は、叩かれる前に手前に引いて逃げましょう。
- ⑤ 進行役は「カニ」「カメ」だけではなく「カラス」や「カメラ」など紛らわしい名前を間で混ぜて呼んだりして、難易度をあげていきましょう。



※ 情報提供 : NPO法人しまねコーチズ

理事のモチベーションをあげるには？

理事への就任を依頼する際には、理事の役割をしっかりと伝える必要があります。理事や監事の役割を十分に理解せず、就任承諾をしたことによるトラブルが起きないとも限りません。そのうえで、モチベーションを上げるには、理事それぞれが個別の役割を持てば責任感も生まれ、積極的に法人運営に関与されるはずで、理事の活躍で組織の活性化を図り、持続可能な運営をしていきましょう。

※ 定住財団では、「理事の役割」を学ぶ講座を開催しています。セミナー情報については、定住財団までお問い合わせください（TEL 0852-28-0690）。

理事を主役に！

●NPO法人まつえ・まちづくり塾の場合

今までは理事長がメインで事業や組織を動かしていましたが、それを改めようということになりました。まず行ったのは、月1回の理事会の開催し定期的にコミュニケーションを取れるようにしました。事前には、理事全員に近況報告や理事会の議題をメールで連絡。そうすることで、理事が意見を持って理事会に参加できるようになりました。さらに議事録を書いた人が次の進行役になっていくという、理事会の議事録や進行を理事の持ち回りで行うことにしたところ、理事会の出席率も上がってきました。進行をさまざまな人が行うことで、一人が行っていた時より、理事会の雰囲気も変わってきました。また、今年度は初めて一泊二日で役員のホテルを泊りました。ワークを取り入れながら意見交換をしました。ワークの進行は外部の人にお任せし、誰もが意見交換に集中できる場をつくりました。まず時間をかけたのは、「お互いを知る」というところ。理事それぞれがどういう経験をしてきて現在に至っているのか、それぞれの経験を思い出話と共に共有しました。そのことで、今まで知っているようで見えていなかったその人の「強み」が見えてきました。また、団体に携わることになったきっかけや団体に対する想いを共有し、向いている方向が一緒であることを確認していきました。

できるところからコミュニケーションを取っていくことで、理事のモチベーションが上がり、今では「会員ももっと巻き込んでいきたいね」という声が理事からあがってきています。今後は、より具体的なビジョンや中・長期計画を、みんなでつくっていく予定になっています。

まち塾は

参加者が笑顔になる **ワークショップ
セミナー**

の運営をお手伝いします！

★ こんなお悩みありませんか？

- ・定期的に実施する職員研修の内容が盛り上がりがない。
 - ・実は、休憩時間のほうが会話が弾んでいる。
 - ・研修の成果が見えにくい。
 - ・参加者全員の意見が共有できていない。
- など…

まつえ・まちづくり塾では、会議づくりのお手伝いをします！会議の進め方でお困りの団体の皆さま、気軽に声をかけてください。

メール mjuku.info@gmail.com

URL <http://www.mmjuku.or.jp/>

まずはコミュニケーションを…

●NPO法人岡山NPOセンターの場合

私たちの組織では原則、毎月理事会を開催し、その理事会前には理事会の議案を整理する会議をしています。それらの会議で各事業の進捗を丁寧に伝えるようにしています。また、理事の皆さんにはそれぞれ強みや個性があるので、それに合わせて事業や運営での役割をお願いし関わってもらうことが、まずは理解をしていただくのに必要だと感じています。そうした積み重ねがシンプルですが大事なのではないのでしょうか。

2. 情報提供いただいたNPO・講師のご紹介

「県内NPO大交流会（H26年9月開催）」で発表いただいたNPO法人やセミナーでお世話になった講師を中心に、情報提供いただいた方々をご紹介します。

■ 県内NPO法人の皆さま

NPO法人プロジェクトゆうあい



活動概要

理事長が、全盲の視覚障がい者であるとともに、様々な障がい者スタッフが在籍しており、障がい者の新しい仕事づくりに取り組んでいます。てくてくラジオなどの視覚障がい者向けの商品、サービスや、聴覚障がい者向けのコミュニケーション機器の開発など、全国レベルでの新しいフロンティアに挑んでいます。その一方で、障がい者の旅のサポートや、公共交通に関する情報発信、放課後等デイサービス、障がい者就労支援事業（主に古本販売）など、地域に根ざした事業を展開しています。

■事務所の所在地 松江市北堀町35-14

■CANPAN ID 1086324694

■TEL 0852-32-8645

■URL <http://www.project-yui.com/>

認定NPO法人自然再生センター



活動概要

中海は、海藻が生い茂り、赤貝（サルボウガイ）をはじめとするたくさんの魚介類が生息する美しい汽水湖でした。私たちはかつての中海を取り戻すため、地域の方々、子ども達、他のNPO、企業、行政と協力し、環境修復事業、研究、環境学習、清掃活動、中海の魚介類を広める活動など、様々な分野で活動を行っています。これからも、中海が水産業や遊びの場として地域の生活に深く関わり、皆さんに愛され、ふるさとの宝物となるよう活動を展開していきます。

■事務所の所在地 松江市天神町114

■CANPAN ID 1537912022

■TEL 0852-21-4882

■URL <http://www.sizen-saisei.org/>

認定NPO法人あしぶえ



活動概要

創立以来49年に渡り、演劇を通して感性、想像力、創造性などを高める〈演劇によるまちづくり〉を行っています。また、幼、保、学校、大学、企業等を対象に「表現・コミュニケーション講座」も行っています。3年に1度開催している「八雲国際演劇祭」は、世界中からの応募があり、上演される演劇レベルの高さや、ボランティアスタッフのホスピタリティなどが高く評価されています。これらの活動が認められ、海外で6つの国際賞や総務大臣表彰など数々の賞を受賞しています。

■事務所の所在地 松江市八雲町平原481-1

■CANPAN ID 1339898411

■TEL 0852-54-2400

■URL <http://www.yitf.org>

NPO法人日本エコビレッジ研究会

NPO法人
日本エコビレッジ研究会



活動概要

私達は複雑に絡み合う糸を解く鍵は地域のコミュニティの中にあり、それは「一つの地球で足る暮らし方」を求めるところから解決の道が拓くと確信しています。その暮らし方を実行するには自給自足を旨として、自ら考え自ら行動することです。日本エコビレッジ研究会では、ハード・ソフト両面から「お互いに支え合い、一つの地球で足る暮らし方」について学習する機会を創り、意見交換をしながら知恵を出し合い、地域の様々な問題解決に取り組めます。まずは、楽しく健康で持続可能な生き方を身の丈で実行して参ります。そして、持続可能な「地球村」の建設を目指します。

■事務所の所在地 松江市砂子町199番地21

■CANPAN ID 169142530

■TEL 090-8606-0202

■URL <http://www.ecov.jp>

NPO法人おやこ劇場松江センター

活動概要

子どもたちの心身を豊かに育むことを目的に、プロによる上質な舞台芸術鑑賞や自然体験活動、異年齢交流等の機会を創出すると共に、子どもたち自身による主体的な活動を大切に、支援しています。それぞれの活動は会員自身が企画し、互いに関わり合いながらチームとして運営することにより、大人たちもまた地域を担う人間として成長しています。プロによる上質の各種舞台芸術(演劇・人形劇・音楽)の鑑賞機会を、年数回ずつ計250回あまり提供してきました。また、キャンプ・異年齢交流・表現活動等、子どもたちの体験の幅を広げる活動を毎年実施しています。

■事務所の所在地 松江市末次本町32番地

■CANPAN ID 1615841820

■TEL 0852-22-4937

■URL <https://www.facebook.com/oyakomatsue>



NPO法人まつえ・まちづくり塾

活動概要

松江市が募集した参加型まちづくり人材育成講座「松江・まちづくり塾」がきっかけとなり1996年に活動がスタート。3年後、行政の手を離れ、任意団体「まつえ・まちづくり塾」として独立。主な活動としては、公共施設の計画・設計にともなう市民参加型ワークショップの企画及び運営、まち歩きやワークショップの実施、まちあるき観光プログラムの開発や景観形成に関する調査・研究、また商店街の活性化計画のほか、幅広い分野の講師を迎えた勉強会を開催しています。

■事務所の所在地 松江市白濁本町74

■CANPAN ID 1540392550

■TEL 0852-24-8023

■URL <http://www.mmjuku.or.jp/>



NPO法人しまねコーチズ

活動概要

しまねコーチズは、幼児から高齢者を対象にスポーツ・レクリエーションの啓発・普及活動を行い、精神の高揚と健康の増進ならびに体力の向上を目指すとともにスポーツ・レクリエーション指導者の養成と育成事業を促進することにより、社会全体の発展を目指し活動しています。県内どこでも出前方式で「笑い」と「健康」をお届けします。幼児から高齢者まで、参加された方の状況・要望に合わせた最適の運動プログラムを笑いと共にお届けすることで、より効果的な運動教室を開催しています。笑って動いて楽しむ健康づくり、皆さんも始めてみませんか??

■事務所の所在地 大田市久手町刺鹿2350-10

■CANPAN ID 1390661971

■TEL 050-3520-0530

■URL <http://s-coaches.org/>



■ ふるさと島根定住財団主催 セミナー講師の方々

NPO法人岡山NPOセンター 副代表理事 石原 達也 さん

プロフィール



1977年生まれ。学生時代、大学生のみでNPO法人を設立したことからNPO業界に。学内の大学ボランティアセンター設立等に係わったのちに鳥取市社会福祉協議会に入職。コーディネーターとして務めた後に出身地・岡山のNPO法人岡山NPOセンターの事務局長に転職。現在、副代表理事・ディレクター。その他、(公財)みんなで作る財団おかやま・理事、(特非)みんなの集落研究所・代表執行役、(一社)全国コミュニティ財団・理事/事務局長なども務める。専門分野はNPOの設立、事業開発、政策提言、広報・情報開示など。

<NPO法人岡山NPOセンター>

■事務所の所在地 岡山市北区表町1丁目4-64上之町ビル3階

■TEL 086-224-0995

■URL <http://www.npokayama.org/>

* 平成26年度 石原さんにお世話になったセミナー

NPO法人事務局セミナー
(全6回)

<第1回>NPO法人の基礎

NPOの言葉の意味と取り巻く状況、運営のコツなどについて

<第4回>情報の開示と発信

情報開示や情報発信の方法や公益ポータルサイトの活用について



NPOマネジメントラボ 代表 山元 圭太 さん

プロフィール



1982年滋賀県生まれ。同志社大学商学部を卒業後、経営コンサルティングファームで経営コンサルタントとして5年間勤務の後、2009年4月にかものはしプロジェクトに入社。日本部門の事業全般(ファンドレイジング・広報・経営管理)の統括を担当。現在、NPOマネジメントラボ代表として本当に社会を変えようとするチェンジメーカーの「想い」を「カタチ」にするためのハンズオン支援や講演/セミナー、コーディネートを行っている。専門分野はファンドレイジング、ボランティアマネジメント、組織基盤強化、NPO経営戦略立案など。

<NPOマネジメントラボ>

■事務所の所在地 神奈川県 横浜市

■メール yamagen@npolabo.com

■URL <http://yamagenmemo.blogspot.jp/>

* 平成26年度 山元さんにお世話になったセミナー

NPOマネジメントセミナー
自主財源アップセミナー

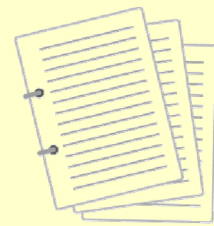
団体の最優先課題の洗い出し、明日から動き出すための具体的な計画立案、持続可能な財源確保について、ワークを交えながら学びました。

ワークあり！
講義あり！
個別指導あり！





レポート集



ここでは、松江市内、また島根県内の
NPO法人で構成されたネットワークの
取り組みを紹介します。

松江NPOネットワーク * 松江市内NPO法人の会員募集中!

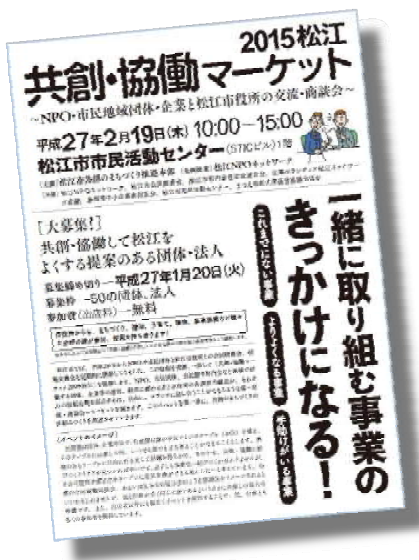
活動概要



島根県内のNPO法人は約270(2015年3月現在)を数え、そのほぼ3分の1にあたる90あまりのNPO法人が松江市を拠点にさまざまな分野で活動しています。松江NPOネットワークは、地域の困りごとを見て見ぬふりせず、それぞれの専門性と思いを持ち寄って市民の目線からまちづくりに参画しようと2011年11月に発足しました。だれもが暮らしやすい社会の実現、市民・行政・企業等のよりよいパートナーシップ構築のために連携しています。

- 事務所の所在地 松江市白湯本町74 NPO法人まつえ・まちづくり塾内
- CANPAN ID 1631080684
- TEL 0852-24-8023
- URL <http://blog.canpan.info/matsue-npo/>

平成27年2月19日、松江市共創のまちづくり推進本部の主催で「共創・協働マーケット2015松江」が開催されました。松江市をもっと暮らしやすい町にする協働提案のアイデアを、民と官とが互いに持ち寄り、具体的な事業化の可能性やきっかけを創出するための機会をつくろうと、松江NPOネットワークが松江市に提案し実現したものです。当日は、「共創・協働してみたいテーマ」のある民間(団体又は企業)38団体と松江市(課単位)16部署がそれぞれブースを構え、この企画に関心を持つ市民約200名も訪れて、興味のあるブースを自由に訪問し、意見交換を行いました。松江市として初の試みということもあり、開始直後はとまどう雰囲気もありましたが、進むにつれて活発に意見を交わす姿が見られました。



アンケート結果(次ページ)によると、「共創・協働につながる可能性の話し合いにつながった」と感じた団体・部署が9割を超えていることから、とても意義のある場であり、今後の共創・協働事業への発展に期待が持てる結果であると思われます。また、「今回のマーケットが、他団体との共創・協働に役立ったかどうか」という質問では、全体の7割超が概ね「役に立った」と感じています。このうち松江市側を見てみると、事前に自ら事業提案をして参加した16部署すべてが「役に立った」と回答していることに対し、民間からの事前の事業提案により参加をした23部署からの回答では、約3割が「分からない」や「あまり役に立たなかった」と感じているというような差が見られました。しかし一方で、民間から提案があったことで今回の参加を決めた部署のうち、7割が「この機会が役に立った」と感じたことは、大きな成果なのではないかと思えます。

今回は、まず民間と行政が顔を合わせ、自分たちの行っている事業や強みを知ってもらう貴重な機会となりました。これからどう動いていくのかがカギになります。この出会いが今後さまざまな場面での連携や市民参画を促進し、より暮らしやすい町の実現につながるよう、民間と行政が共に検証を重ね、形にしていきたいと思えます。



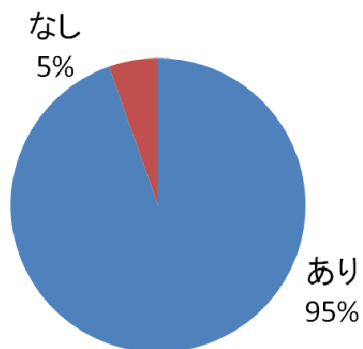
▲マーケット当日の様子

■「共創・協働マーケット2015松江」アンケート結果から

回答数 全体 74 (内訳: 民間35/松江市 39 (※事前提案が 16 部署、民間の提案により参加が 23 部署))

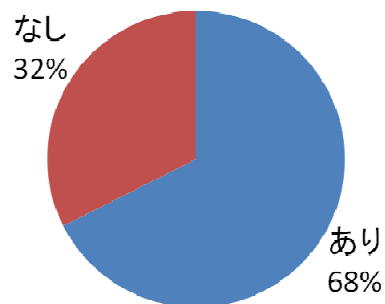
Q. 共創・協働につながる可能性の話し
合いはありましたか？

【全体】

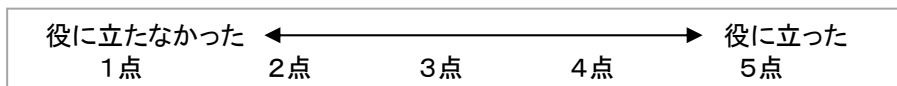


Q. 今日以降に話し合う約束のできたものは
ありましたか？

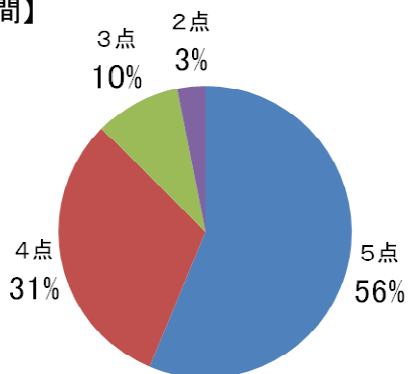
【全体】



Q. 今回のマーケットは他団体との共創・協働に役に立ちましたか？

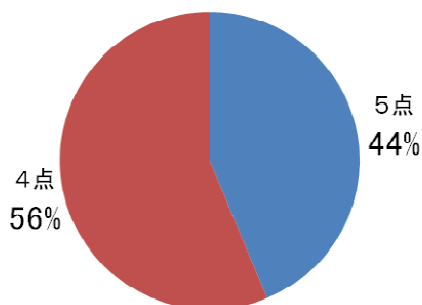


【民間】

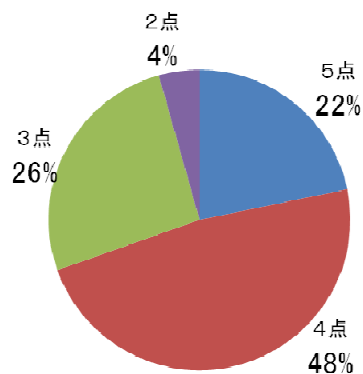


【松江市】

■ 事前に事業提案をし、ブース出展を
した 16 部署の回答



■ 民間の事業提案により当日
参加した 23 部署



<提案があった「共創・協働してみたい」テーマ> ※ 共創・協働マーケット当日に配布された
松江市作成パンフレットより

保健・医療・福祉	① 民 (有)城北ドライ 洗濯代行、クリーニング等	② 民 障がい児(者)・福祉支援サポートの会 「あいサポート」運動を広めていくための協力	③ 民 NPO 法人しまね自立支援センター 重度障がい者の地域とのつながりづくり
	④ 民 フロムママ 介護予防、高齢者ヘルスケアほか	⑤ 民 社会福祉法人桑友 障がい者の働く場づくり	⑥ 民 松江市ボランティア連絡協議会 市内 5 高校の参加による「未来のまつえ」提案に係る取り組み
⑧ 民 ボランティアグループせんたん 被災地のボランティア、防災の意識啓発、防災学習等に関わる取り組み	⑧ 民 片江歌酔会 特老、デイサービス等の施設への慰問を通して「元氣、地域、仲間」づくり	⑧ 民 片江健康教室 健康まつえ 21 推進隊を中心にした健康教室	⑨ 市 健康福祉部 介護保険課 認知症カフェ(認知症の人とその家族が安心して過ごせたり、相談できる場所)
⑩ 市 健康福祉部 子育て課 松江市子育て応援ガイドブック作成事業	⑪ 市 健康福祉部 障がい者福祉課 障がいのある方の雇用を推進する事業	⑪ 市 健康福祉部 障がい者福祉課 障がい者就労支援事業所等からの物品等の調達の推進事業	⑪ 市 健康福祉部 障がい者福祉課 障がいの特性や理解等を推進する事業
⑫ 市 島根支所 市民生活課 「民宿 Day(で) 食べて動いてー(ひと)休(やす)み」事業	⑬ 市 健康福祉部 保健センター 健康マイレージ事業(こころカードの成人版)	⑬ 市 健康福祉部 保健センター 健康まつえ応援団事業(市民の健康づくりを応援・働き盛り世代の健康づくり)	教育・文化
⑭ 民 NPO 法人ほっと・スペース21 子供の人権講座/コミュニケーション講座等	⑮ 民 しまね鬼ごっこ協会 子供の体力づくり、異世代交流	⑯ 民 NPO 法人 YC スタジオ 困難を有する青少年支援に関する事業	
⑰ 民 みんなのあそびば 空き家を活用した交流施設、常設のプレーパークの開催	⑱ 民 NPO 法人おやこ劇場松江センター ちいさい人たちのための舞台芸術公演、市内学校、幼稚園での芸術鑑賞に関する調査ほか	⑳ 民 島根大学地域課題学習支援センター 地域協創型人材育成に係る教育活動のパートナーシップ形成	㉑ 民 ホワイエ ビッコリーノ ボードゲームを様々なイベント、研修に活用
㉒ 市 教育委員会 図書館事務局 ワークショップ・講座の開催	㉒ 市 教育委員会 図書館事務局 不用図書の有効活用	環境	㉓ 民 NPO 法人もりふれ倶楽部 森林・里山保全、竹問題ほか
㉔ 市 環境保全部 環境保全課 水草の利活用事業	㉔ 市 都市整備部 河川課 水草の利活用事業		まちづくり

<p>26 民 NPO 法人まつえ・まちづくり塾 空き家の活用手法の開発 ほか</p>	<p>27 民 NPO 法人松江サードプレイス研究会 まちづくり、子供の居場所 づくり</p>	<p>28 民 (株)山陰アベックス 放置空き家解消の取り組 み</p>	<p>29 民 NPO 法人さくらおろち 奥出雲、雲南の空き家の有 効利用を図るセミナー、広 報</p>
<p>30 民 (株)アルテミスビュースカイ 地域通貨の活用によるまちの活 性化、若い世代の社会貢献活動や NPO 活動への参加促進の支援</p>	<p>31 民 本庄道の駅 弁慶生誕地であることを 観光に活かしていく取り 組み</p>	<p>32 市 市民部 市民生活相談課 松江だんだん夏踊り事業</p>	<p>32 市 市民部 市民生活相談課 自治会加入促進</p>
<p>33 市 市民部 市民活動センター 市民活動センターを活用 した地域活性化イベント 開催</p>	<p>34 市 歴史まちづくり部 都市政策課 空き家に関する自治会等 との協働事業</p>	<p>35 市 歴史まちづくり部 まちづくり文化財課 歴史的建造物保全継承事 業</p>	<p>36 市 島根支所 地域振興課 (水産観光振興室) 島根町の良さを全国に広 め隊 (たい) 事業</p>
<p>そのほか</p>	<p>37 民 (株)エブリブラン 地域資源のブランド化、産 業振興ほか</p>	<p>38 民 NPO 法人プロジェクトゆうあい 公共交通の利用促進事業、廃油の リサイクル、古本リサイクル、障 がい児・者への支援事業、他</p>	<p>39 民 Agile Shimane 社会起業家、新規事業創出 の支援、IT 利活用の協力</p>
	<p>40 民 まちなかサロン まちなかの利用可能スペ ース活用</p>	<p>41 民 ゆめ座(古江公民館) 幼稚園からなごやか寄合 事業などまで幅広い公演 活動</p>	<p>42 民 (株)つみっく 防災ツールとして使いな がら木製ブロックを備蓄</p>
<p>44 民 (株)メリット 来松者へ松江市及び近郊 の情報発信について</p>	<p>45 民 モルツウェル(株) 真空調理技術の 6 次産業 化への活用</p>	<p>46 民 ごようきき三河屋プロジェクト 買い物弱者支援宅配網の活用、自 治会運営の受託、市営住宅の空き 部屋を活用した見守り拠点など</p>	<p>47 民 松江観光協会 国際文化観光都市「松江」 を全国に発信し観光誘客 を図る</p>
<p>48 民 まつえ市民大学 自分づくり、仲間づくり、 地域づくり</p>	<p>49 市 市民部 男女共同参画課 松江市男女共同参画週間 事業の企画・実施</p>	<p>50 市 市民部 市民課 婚姻届お祝い事業(仮称)</p>	<p>51 市 教育委員会 生涯学習課 青少年支援センター 若者就労体験事業</p>



共創・協働マーケットのルール

- 共創、協働してみたいテーマのある民間(団体又は企業単位)と松江市(課単位)がそれぞれフース(テーブル)を構えます。
- フースは開催の時間中、いつでも誰でも立ち寄ることができます。
- 出店者以外でも、予約なしで当日どなたでも参加できます。
- 興味のあるフースを自由に訪問し、共創、協働につながるテーマについて意見交換することで、その可能性を探ります。
- いろいろな分野の参加者が「つながる」きっかけとします。

島根NPO連絡協議会

活動概要

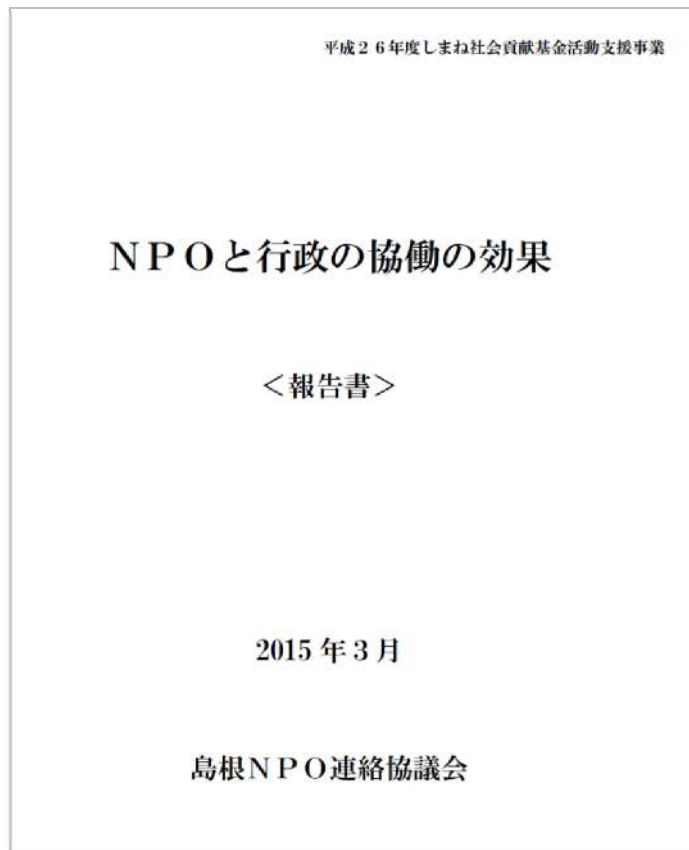
島根県で認証されているNPO法人が約270となる中、NPO間での相互理解と連携が不可欠となっています。2006年5月に、県内のNPO法人の有志によって、「島根NPO連絡協議会」が設立され、定期的な交流会、勉強会の開催などを行っています。

■事務所の所在地	大田市大田町大田イ376-1 認定NPO法人緑と水の連絡会議内	■CANPAN ID	1644108795
■TEL	0854-82-2727	■URL	http://www.shimane-npo.net/

* 県内NPO法人の会員募集中！

詳細はこちら ⇒ <http://www.shimane-npo.net/kaiinn/kaiinn.html>

島根NPO連絡協議会では、目的のひとつである「政策提言」に向けて、これまでの島根県と県内NPOの協働事業をふり返り、その成果と今後の課題を洗い出すために、しまね社会貢献基金団体活動支援事業を活用して県内NPOへのヒアリングなどをもとに、協働についてのとりまとめを行いました。ここでは、NPO同士が相互に経験を学び合い、そこから県政への提言を導くためにまとめたレポートをご紹介します。



■島根 NPO 連絡協議会とは

島根 NPO 連絡協議会は、島根県内の NPO からなるネットワーク組織で平成 18 年に設立、NPO 間の情報交換などの活動を行っている。毎年 2 回、県内各地での NPO 情報交換会の開催を基本事業とし、平成 22 年度には、島根県の協働事業の採択を受けて県内の NPO を紹介する冊子の制作発行に取り組んでいる。

■本事業の趣旨

平成 26 年度はしまね社会貢献基金団体活動支援事業をうけて、島根 NPO 連絡協議会の目的のひとつである NPO と行政の協働に関わる「政策提言」にむけた取り組みを行うものである。

県内で協働事業の実績のある NPO へのヒアリングを実施するとともに、複数の NPO が集まる会議において「協働事業のこれまで」をテーマに議論することで、島根県と県内 NPO の協働事業をふりかえり、その成果と今後の課題を洗い出すことが本事業の目的である。

■ヒアリング対象者

- 1) NPO 法人もりふれ倶楽部（松江） 野田真幹 事務局長
- 2) NPO 法人アンダンテ 21（益田） 豊田武雄 理事長
- 3) NPO 法人緑と水の連絡会議（大田） 高橋泰子 理事長

■複数 NPO の会議

- 1) 島根 NPO 連絡協議会（幹事会） 県内の 6 NPO 法人が参加するネット会議にて
- 2) 松江 NPO ネットワーク 松江市内の 7 の NPO 法人が参加する会議にて

■ヒアリングの実施および文章とりまとめ

NPO 法人緑と水の連絡会議（大田） 和田譲二

■事業実施期間

平成 26 年 11 月～平成 27 年 2 月

●モデル社会実験「木の駅プロジェクト」の展開に学ぶ

～もりふれ倶楽部、アンダンテ 21 のヒアリングから～

<関係する事業主体>

- ・NPO 法人もりふれ倶楽部（松江）、NPO 法人賀露おやじの会（鳥取）、NPO 法人アンダンテ 21、県西部農林振興センター、津和野町、

<木の駅プロジェクト>

- ・山で放りっぱなしになっている木（林地残材）を「木の駅」に出荷して、山をきれいにして、町が元気にしていく、という趣旨。

<協働の成果>

- ・木の駅プロジェクトの受入体制ができかかっていた津和野町最初に成功例を示すことができた。島根県が協働することで、それまで目立たなかった自伐型林業を県内に普及することができた。その後県内 8 市町村にこのシステムが広がった。もりふれ倶楽部が市町村と直接連携しソフト面を指導する事業受託が継続している。
- ・県外でほぼ完成されたシステムを県内に応用・普及していくうえで、初期段階の協働による勢いづけが効果的だった。

<ここから学ぶこと>

- ・市町村の担当者ごとのアンテナにより、速やかに受け入れられるところと、出遅れてしまうところがある。県内各地の市町村を俯瞰でき、どこへでも支援に行けるネットワークの良さが生かされている。全県レベルで動くことの効果がある。
- ・安全講習や機材の貸出しなどのこまかな工夫が新規に始めるところにも応用されるというのは、推進側の一貫した姿勢の効果である。
- ・森林を地域の資源とする市町村と松江出雲や県外の森での体験を求める人を結びつける役割を果たすのもNPOであろう。

●専門領域のノウハウで役割を確立する

～アンダンテ 21 のヒアリングから～

<関係する事業主体>

- ・ NPO 法人アンダンテ 21 益田市、高津川広域組合

<事業の概要>

- ・ 日本一の清流である高津川の河川環境をよりよくする取り組み

<考察>

- ・ 市町村ではどこでもそうであろうが、益田市でも環境衛生課は衛生処理の事業に偏重していて、自然環境の課題への政策が弱い。清流日本一の高津川の環境問題について一貫して取り組んできたアンダンテ 21 は、益田市あるいは広域組合（津和野・吉賀・益田）の「自然環境課」的なセクターとして、戦略立案から人材育成まで一貫して受託することができる。県や環境省の出先という位置づけもある。
- ・ 市は事務方だけを担当して、NPO に実務を委託することにして、嘱託職員を採用して NPO の事務所に派遣してくれてもよい。継続的な戦略をたてれば 10 年スパンでこの仕組みが安定してくるだろう。

<ここから学ぶこと>

- ・ ほかににはできない専門性をもつ、あるいは全国と連携できるネットワークをもつことにより、行政から特命的な役割をまかされることができるはず。
- ・ 行政では避けられない人材異動による想いの断絶に悩まされず、息の長い取り組みができるのが NPO のメリット、だから NPO が行政職員を指導するという構図ができる
- ・ ただし年間を通して行政からの派遣・出向という形が行政の人事制度的に成立するのか検討が必要。

●協働のタネをみつける

～島根 NPO 連絡協議会、松江 NPO ネットワークの会議から～

<協働の仕組み>

- ・多くの協働事業が単年度で終了してしまい、次年度の予算化に結びついてこなかった。1 年目から継続にむけた提案をもちこんでいく必要があるが、ままたまならないことが多い。
- ・一方で、最初から行政と NPO が顔の見える関係をつくり、協働事業の予算が採択されなくても実行するくらいの意気込みで進んでいる取り組みもあった。
- ・NPO 法人まつえ・まちづくり塾では両県連携事業の採択による、まち歩き事業を実施し、そののち、自治体単位での継続の動きもある。このような流れを生み出すことが望ましい。
- ・行政と NPO が協働の種をさがすところからマッチングする「共創・協働マーケット 2015 松江」の取り組みは、今後の協働事業のあり方について新たな可能性を提示している。
- ・あるいは佐賀県の「協働化テスト」では県の全施策に対して 100 件の応募があり 50 件も採択されている。
- ・いわゆる協働事業を募集して（数件）の補助金ではなく、オープンに相手を見つけてその部署の予算を獲得する。行政内部の仕事を協働事業に振り替えていくという流れが必要ではないか。

<ここから学ぶこと>

- ・行政内部のしごとを NPO を含めた民間との協働で実施する、あるいは委ねていくという流れは、国、県、市町村含めて無駄や非効率の排除のためには必要な方向である。行政がルーティンで行っていたのとは違う視点から、ゼロベースで見直してみるということが必要。
- ・行政担当との協議にあわせて 議会（議員）への理解を求めることも並行してやるべき。

●県内各エリアでのNPOの立ち位置の違い

～NPO 法人緑と水の連絡会議ヒアリングから～

<緑と水の連絡会議の自治体との関わり>

- ・松江市や出雲市規模の人口集積があれば、専門に特化したNPOが複数成立することができる。そして一人の市民が興味のあるいろいろなNPOに所属してそれぞれの活動を展開することもできる。
- ・一方で、規模の小さな町では既存のNPOに多様な課題が集中し、マルチな事業をひとつの団体が担う形となる。緑と水の連絡会議では新規事業をやりたいメンバーが加わるたびに事業種類を増やし、そして大田市のさまざまな部署と関わることになった。
- ・「島根県」という枠組みも西部にいくほど薄らいでおり、日常生活圏といっしょで、山口や広島の行政や民間組織との関わりのほうが身近になっている。一概に松江の視点では語れない。

<ここから学ぶこと>

- ・協働事業には、鳥取島根広域連携事業というメニューがあるが、この枠組みは県庁・松江の発想であり、県西部ではピンとこない。同様の熱さで広島県や山口県との連携をさぐるNPOを後押しするのでなければ、県の東西のバランスはとれないことになるのではないかな。
- ・市町村レベルでの中間支援的・ワンストップ窓口的なNPOは小さな町ほど求められる。ある意味つきつめれば小さな町では行政や既存の住民セクターもNPO的にならざるを得ないし、やっтерことは同じ。隠岐では特ににそのような空気を感じる。
- ・若いメンバーがやりたい課題をもってきて既存のNPOに加わる（新しい組織を立ち上げるのではなく・・・）看板を借りて自分で事業を起こすというのは、NPOの実質的な継続と世代交代にむけての処方箋かもしれない。

●行政職員がNPOと継続して関わる必要性

～島根NPO連絡協議会、松江NPOネットワークの会議から～

<行政職員がNPOとどのように関わっているか>

- ・若手の行政職員は当初はNPOの活動に関心を持ってくれるが、役所の業務に埋もれていくうちに、徐々に関心が薄らぐようだ。行政職員も一市民として、役所でできないことをNPOをはじめとした地域団体で自由に活躍する道を確保すべきである。
- ・島根県が続けている若手職員のNPO等民間団体への派遣研修「もっと現場を知る」は、ひとつのきっかけとなっているが、そこでできた関係の継続や強化の工夫がほしい。
- ・その一方で、NPOが行政の仕組みを十分に理解してないことで、協働がうまく進まない面もあるのではないか。
- ・県では「協働推進員」の仕組みがあるが、NPOの側として、この制度が生かされているという実感がほとんどない。若手のNPO研修できた職員の役割を含めて、行政職員のNPOや協働に関わる体制を再構築すべきである。
- ・また、その大前提として、県の部課長クラス（いわゆる幹部職員）がNPOや協働に対して一定の知識、理解を持つことが必要であり、幹部向けの研修も必要である。

<ここから学ぶこと>

- ・市町村ではまれに？地元のNPOに積極的に関わってくれる人もいるが、その人が職場で浮いているようにみられてしまうことが問題である。県の場合は地域異動があるのでいったん関わってくれた人との関係が切れてしまうケースが多くある。
- ・行政職員はどこでも部署異動が付きものではあるが、その人のいちばんやりたい方面に就いた期間に思いきり活躍できるような下地をNPOで築くことが必要である。
- ・行政職員もいずれはシニアとなり市民となるわけなので、在職中からのNPO活動へのかかわりはNPOの世代交代への重要な切り口になる。
- ・NPOが世代交代につれて目的や事業を変えていくのはありえるが、世代が近いと既存構成員と対立しがちである。ゆるやかな変遷としていかないと軋みも生じるので、20年くらいの世代差が適度かもしれない。それゆえ若い世代に自由に活動の場を与えるNPOが求められるのである。

●その他の協働事業に関わる様々な指摘

～NPO ヒアリング、島根 NPO 連絡協議会、松江 NPO ネットワークの会議から～

<重要性の高い課題を>

- ・行政と協働する課題を抽出するときには、NPOもしっかりとしたステータスを持って、一番重要な課題からこそ協働すべきである。どうでもいい課題を「協働」だと押しつけられてはならない。行政の協働の相手は行政が認めたところでないといけないから、この人たちが言ったから大丈夫だということ市役所も使えるようになるとよい。

<協働の財源>

- ・県のNPO推進室が所轄する「協働事業」の財源は年々減少の一途であり、採択されるNPOもごく一部となっている。そもそもNPO推進室としての財源ではなく、協働事業の財源は、県の執行予算すべてに関係すべきである。各部署の予算を一定割合、「協働事業枠」として確保していくことをルールとし、その金額（あるいは割合）を目標として明示すべきではないか。
- ・NPO推進室の実施してきたモデル的な事業は、これまでも一定の成果があり、今後も必要ではあるが、予算が漸減している現在の状況から、拡大できる方策を検討する必要がある。そのためには、ふるさと納税の仕組みの採用や、社会貢献基金による寄付金拡充の動きを、より一層拡充していく必要がある。

<雇用創出について>

- ・最低3年は雇用されたNPOでスキルを身に付けてほしい。行政からの補助金は1年だが最低3年継続してほしいのが本音である。逆にNPOの側では役員の報酬を削ってでも雇うという覚悟が必要。できれば地元出身の大学新卒をとっていく。
- ・しかしそのあとは自分で仕事をつくれないと続かない。NPOで食っていくのなら自分が起業したくらいのつもりでないといけない。

<現場もふくめた協議会を>

- ・島根県では青少年支援分野でいうと、行政機関だけが協議会をつくっていて現場のNPOを加えていない。福祉・雇用・青少年が連携してワンストップで対応できるようにしてほしい。同様のことが他の事業分野でも言えるのではないか。

<行政のスピード感>

- ・自然相手の事業の場合、時期との関係もあり、速やかに事業を開始しなければならないケースが多い。行政と継続事業の道筋があっても、予算措置が遅れ、結果として思いが引き継げないということがある。行政は「慣れ」で発注するつもりでいても、契約の内容がずれてしまいNPOの側で辞退することもある。

NPO と行政の協働に関わる課題のまとめ

1. 県のあらゆる部署の施策に対して協働の機会をつくる

- ・佐賀県の協働化テスト、松江市の「共創・協働マーケット」を参考に、県が実施するあらゆる事業の中から、協働可能な事業をNPO等との協働により洗い出して、その情報をひろく発信する必要がある。
- ・従来の行政各部署が執行する予算の中で、NPO等との「協働事業」として実施する事業予算の枠組みの数値目標を設定し（1%以上など）各部署の協働推進員を中心に計画の策定を検討すべきである。

2. 協働事業の財源の確保

- ・協働事業の実施に関わる財源は、県の独自財源、しまね社会貢献基金のおよび、ふるさと納税による財源なども含めて、多様な財源を確保し、それぞれの財源の拡充のための広報活動を官民協働で展開する必要がある。

3. 県職員に対する協働への意識づくり、NPO と行政職員の意識の共有化

- ・県職員（幹部職員を含む）への定期的な協働研修を実施する。
- ・各部署の「協働推進員」はNPO等への職員派遣研修を通じ、NPO等と行政の協働事業に関わる橋渡し役となるべきではないか。
- ・NPOによる中間支援組織（島根NPO連絡協議会等）が主導して、県（および市町村）職員向けの研修・情報交換会を開催し、行政職員の積極的な参加をうながし、その一方で行政上の手続き等についてNPO側が学ぶ機会を提供する必要がある。



お役立ち情報



お役立ち情報では、
会計や登記手続き、情報発信や情報収集に
活用できるサイトの紹介のほか、
相談、登記、労務など各種窓口の
一覧を掲載しています。

★会計★

NPO法人会計基準の導入に必要な10のチェック項目

平成24年4月に改正されたNPO法において、所轄庁に提出する計算書類が「収支計算書」から「活動計算書」に変更になりました。

しかし、平成25年度に島根県内NPO法人が所轄庁に提出した計算書類を調査したところ、半数以上のNPO法人が「活動計算書」を提出しているものの、記載内容は「収支計算書」のままという書類が多く見受けられました。また、「活動計算書」を作成しているものの、「財務諸表の注記」を作成していないNPO法人が多いという結果でした。

NPO法人の会計報告の目的は、一般市民に対して情報開示を行うことで、社会的な信頼と、より多くの共感者を得ることです。市民にとってわかりやすく、社会の信頼に応える会計基準として「NPO法人会計基準」が平成22年に策定・公表されています。作成した財務諸表が「NPO法人会計基準に準拠した書類」であるかのチェックポイントをご紹介しますので、所轄庁に提出する前に自身でチェックしてみましょう。

注記も忘れずに！



■ 毎事業年度初めの3ヶ月以内に所轄庁へ提出する書類

①	事業報告書等提出書	1部
②	事業報告書	2部
③	計算書類（1. 活動計算書 2. 貸借対照表 3. 財務諸表の注記）	2部
④	財産目録	2部
⑤	年間役員名簿	2部
⑥	社員のうち10人以上の者の名簿	2部

このうち、

1. 活動計算書
2. 貸借対照表
3. 財務諸表の注記 は、「NPO法人会計基準」に準拠していますか？

活動計算書

チェックリストと各種書類を
照らしあわせてみましょう！



様式1: 活動計算書

活動計算書
××年×月×日から××年×月×日まで
(単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	×××	×××
賛助会員受取会費	×××	×××
2. 受取寄付金		
受取寄付金	×××	×××
施設等受入評価益	×××	×××
3. 受取助成金等		
受取民間助成金		×××
4. 事業収益		
〇〇事業収益		×××
5. その他収益		
受取利息	×××	
雑収益	×××	
経常収益計		
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	×××	
法定福利費	×××	
福利厚生費	×××	
.....	×××	
人件費計	×××	
(2) その他経費		
会議費	×××	
旅費交通費	×××	
施設等評価費用	×××	
.....	×××	
その他経費計	×××	
事業費計		×××
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	×××	
給料手当	×××	
法定福利費	×××	
福利厚生費	×××	
.....	×××	
人件費計	×××	
(2) その他経費		
会議費	×××	
旅費交通費	×××	
.....	×××	
その他経費計	×××	
管理費計		×××
経常費用計		
当期経常増減額		
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益		
.....		
経常外収益計		
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損		
.....		
経常外費用計		
税引前当期正味財産増減額		×××
法人税、住民税及び事業税		×××
当期正味財産増減額		×××
前期繰越正味財産額		×××
次期繰越正味財産額		×××

□ チェック①

タイトルは「活動計算書」になっていますか？

□ チェック②

「経常収益」は大科目が「受取会費」「受取寄付金」「受取助成金等」「事業収益」「その他収益」の5分類になっていますか？

□ チェック③

「経常費用」は「事業費」と「管理費」に分けられていますか？

□ チェック④

「事業費」と「管理費」について、それぞれ「人件費」と「その他経費」に分かれていますか？

□ チェック⑤

収益から費用を引いて、「当期正味財産増減額」が計算されていますか？

□ チェック⑥

「次期繰越正味財産額」は、貸借対照表の「正味財産合計」の金額と一致していますか？

□ チェック⑦

「その他事業」を行っている場合には、「特定非営利活動に係る事業」「その他事業」「合計」の3つの欄に区分がされていますか？定款で「その他事業」を掲げているが実際には行わなかった場合、「今年度はその他事業を実施していません」と記載します。

貸借対照表

様式2:貸借対照表

貸借対照表		(単位:円)	
××年×月×日現在			
科目	金額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	×××		
未収金	×××		
.....	×××		
流動資産合計		××	
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
車両運搬具	×××		
什器備品	×××		
.....	×××		
有形固定資産計		×××	
(2) 無形固定資産			
ソフトウェア	×××		
.....	×××		
無形固定資産計		×××	
(3) 投資その他の資産			
敷金	×××		
○○特定資産	×××		
.....	×××		
投資その他の資産計		×××	
固定資産合計		×××	
資産合計			×××
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	×××		
前受助成金	×××		
.....	×××		
流動負債合計		×××	
2. 固定負債			
長期借入金	×××		
退職給付引当金	×××		
.....	×××		
固定負債合計		×××	
負債合計			×××
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産			×××
当期正味財産増減額			×××
正味財産合計			×××
負債及び正味財産合計			×××

□ チェック⑧

「資産の部」「負債の部」「正味財産の部」の3つの欄に区分されていますか？

□ チェック⑨

「資産合計」と「負債及び正味財産合計」の金額が一致していますか？

財務諸表の注記

使途が特定された寄付やボランティアによる役務の提供など、NPO法人特有の取引を示したりすることを目的とし、信頼をより高めるためにもNPO法人会計基準では、財務諸表の注記は大切なものとされ、作成が望まれます。

財務諸表の注記

□ チェック⑩

「財務諸表の注記」が作成されている。下記のポイント①～⑤は特に注意が必要です。

1 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日、2011年11月20日一部改正NPO法人会計基準協議会)によっています。

(1) 固定資産の減価償却の方法

(2) 消費税等の会計処理

⋮

2 事業別損益の状況または事業費の内訳

4 使途等が制約された寄付金等の内訳

5 固定資産の増減内訳

6 借入金の増減内訳

7 役員及びその近親者との取引の内訳

⋮

ポイント①

「1 重要な会計方針」の文言が記載されている。

ポイント②

使途が特定された寄付金、助成金がある場合「使途等が制約された寄付等の内訳」が記載されている。

ポイント③

固定資産がある場合、「固定資産の増減内訳」が記載されている。

ポイント④

借入金がある場合は「借入金の増減内訳」が記載されている。

ポイント⑤

役員等と法人との間に報酬・給与等以外の金銭のやり取り(業務委託・借入・寄付等)がある場合は「役員及びその近親者との取引の内容」が記載されている。

★登記★

“変更登記”していますか？

すべての法人は、登記されている事項について変更があった場合、主たる事務所の法務局において**2週間以内**に（「資産の総額」は事業年度終了後2ヵ月以内に、また「従たる事務所」がある場合はその所管する法務局へ3週間以内に）、変更登記をしなければなりません。

★変更が多い登記順 3つのパターン

① 資産の総額

毎年必要！

「資産の総額」については、すべてのNPO法人が毎年しなければいけない変更登記です。**事業年度終了後2ヵ月以内**に変更の登記をしましょう。

② 代表権を有する理事

最低でも2年に1回は必要！

最低でも2年に1回は代表権を有する理事の変更登記が必要ですが、同じ人が再任（重任）する場合も変更登記が必要ですのでご注意ください。

③ それ以外

変更した時点で必要

法人名称や特定非営利活動の種類などを変更する場合、所轄庁の認証後、変更登記が必要です。

★変更登記のポイント

※詳細は裏面をご覧ください。

まずは… お手持ちの法務局発行の「**登記事項証明書**」を確認してみましょう。

現在事項全部証明書

特定非営利活動法人
会社法人等番号

名称	特定非営利活動法人
主たる事務所	
法人成立の年月日	平成23年2月25日
目的等	<p>目的及び事業 この法人は、南東北地域を主とする広域の民間支援組織として、市民公益活動を行う者及び組織等に対する能力向上のための支援、並びに地域社会における市民公益活動の地位向上のための普及啓発事業等を通じて、地域や分野を超えた公益社会の実現と人々の生活の質の向上に寄与することを目的とする。 この法人は、上記の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。</p> <p>1 特定非営利活動促進法別表各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動 この法人は、上記の目的を達成するため、次の特定非営利活動にかかわる事業を行う。</p> <p>1 市民公益活動及び組織運営全般に係る相談・助言・研修等に関する事業 2 市民公益活動の普及啓発に係る広報、人・財登録及び情報提供等に関する事業 3 市民公益活動に係る会計基準及び評価に関する普及啓発・調査研究事業 4 監査・監事業務の啓蒙事業 5 前各号に係る協働の企画提案・ワークショップの企画運営・情報の収集及び発信に関する事業 6 その他、上記の目的を達成するために必要な事業</p>
役員に関する事項	<p>理事</p> <p>平成24年 1月 1日重任 平成24年 1月13日登記</p>
従たる事務所	1
資産の総額	<p>金0円（債務超過額金15万7551円）</p> <p>平成23年 9月30日変更 平成24年 9月18日登記</p>

これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明した書面である。

平成24年10月 1日

整理番号 * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 1/1

変更登記チェック表

※定款と照らしあわせながらチェックしてみましょう。

名称の変更

法人名称を変更した場合、変更登記してありますか？

主たる事務所

事務所移転があった場合、変更登記しましたか？

※ 定款で最小行政区画（●●市）としているために定款の変更が生じない場合でも変更登記は必要です。

目的等

定款に掲げている「目的」「特定非営利活動の種類」「事業」に変更があった場合、変更登記しましたか？

役員

代表権を有する「理事」が交代した場合、変更登記しましたか？

※ 最低2年に1回は変更登記が必要です。任期満了に伴った重任でも、変更登記は必要です。またここでいう「役員」は代表権を有する者のみです。

資産の総額

毎年、変更登記していますか？

★変更登記のポイント（詳細）

① 資産の総額の変更登記 [毎年必要]

[資産の総額]の変更があった場合

年度末決算で「正味財産」に変更が生じた場合は、変更登記が必要です。
下記の添付資料とともに事業年度終了後2ヵ月以内に手続きをおこなひましょう。

◆添付資料 [財産目録もしくは貸借対照表]

② 代表権を有する理事の変更登記 [最低でも2年に1回必要]

[代表権を有する理事の変更]があった場合

総会及び理事会終了後、法務局へ下記の添付書類とともに手続きをおこなひましょう。

◆添付資料

・社員総会の議事録
(定款において理事の選任を理事会としている場合は、理事会の議事録を添付します。)

・理事の互選書又は理事会議事録

（特定の理事（理事長等）のみが法人を代表する旨の定款の定めがあり、理事長等を理事の互選により選定した場合には、理事の互選書を添付します。なお、その内容が理事の互選を証するものである場合には、理事会の議事録でも差支えありません。）

・定款 ・就任承諾書 ・辞任届（辞任があった場合のみ） ・印鑑証明書

★ご注意！★

- ・たとえ同じ人が再任（重任）した場合でも、登記の手続きが必要です。したがって、最低2年に1回は代表権を有する理事について登記が必要です。
- ・理事全員が再任されるのではなく、新役員が含まれる場合は、新役員就任後に開催した理事会の議事録が必要です。任期前に開催した議事録は無効になるようですので、開催日に気をつけましょう。
- ・また、代表権を有する理事の住所が変更になった場合も、変更登記が必要です。

③ それ以外の変更登記 [変更した時点で必要]

- ・[名称]の変更があった場合
- ・[主たる事務所の所在地]の変更があった場合
- ・[目的及び事業]の変更があった場合

※ 手続きの主な流れ：総会の開催 ⇒ 所轄庁の認証 ⇒ 変更登記

◆登記する場合の添付資料

[社員総会の議事録、認証書（事務所の所在地の変更が有った場合で、所轄庁が変更になる場合は新しい所轄庁の認証書）、定款]

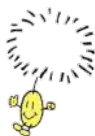
* 詳しくは、**法務省ホームページ**をご覧ください。

<http://www.moj.go.jp/ONLINE/COMMERCE/11-1.html#04>

法務省のホームページから、登記を申請するときの様式や記入例をダウンロードすることができます。また、記入上の注意等も詳しく書かれています。

◆お問い合わせ（公財）ふるさと島根定住財団

TEL 0852-28-0690



登記をしないままだと、どうなる？

登記を怠ると、20万円以下の過料に処される可能性があります（NPO法第80条第1号）。

★組織・事業運営★

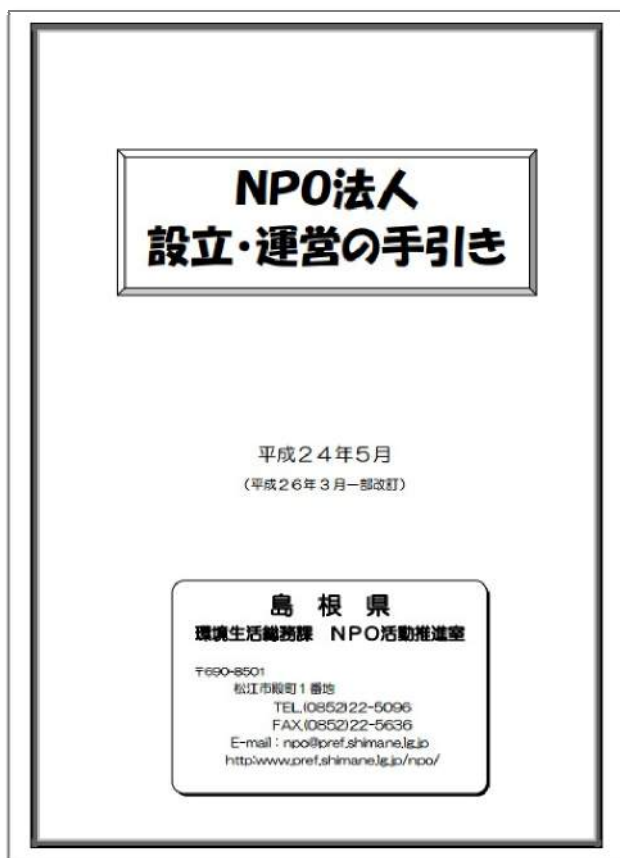
1. 設立、変更の手続きに関する情報

NPO法人設立に必要な手続き、書類のひな型をはじめ、NPO法人が事業を運営する上で必要なこと、また事業報告書等の提出に関すること、定款・役員の変更が生じた場合の手続きなど、詳しく解説した島根県発行「NPO法人設立・運営の手引き」を無料でダウンロードすることができます。

*ダウンロードはこちら↓

島根県NPO活動推進室ホームページ

http://www.pref.shimane.lg.jp/admin/nonprofit/npo/tebiki/npo_tebiki.html



【手引きの主な内容】

■NPO法人を設立するとき

- ・設立までの流れ
- ・設立に必要な書類
- ・法人設立後に必要な手続き等

■事業報告書等の手続き

- ・毎事業年度終了後に提出する書類
- ・書類のひな型と各種書類の留意事項

■変更(定款・役員)に伴う手続き

- ・変更が生じた場合の手続きの流れ
- ・変更した場合に提出する書類
- ・書類のひな型と各種書類の留意事項

2. ポータルサイト等 ～情報発信の活用～

まずは、ポータルサイトへの団体登録から！

自分たちの活動を広く知ってもらうため、また信頼を得るためにも公益的なポータルサイトを上手く活用することが大切です。ここでは、県民活動応援サイト「島根いきいき広場」、また、日本財団が提供する公益コミュニティサイト「CANPAN(カンパン)」をご紹介します。

まずは2つのサイトの団体登録から！

情報の**開示**に！

A 日本財団公益ポータルサイト「CANPAN」



※ 詳細は 70 ページ参照

情報の**発信**に！

B 島根いきいき広場



※ 詳細は 73 ページ参照

連動

連動



まずは、CANPANの登録を！入力した情報が、「島根いきいき広場」に自動で反映されます(更新時も同様)。

社会貢献に興味がある人からのアクセス



さらなる「拡がり」に！



Facebook や Twitter を使って情報をさらに広く伝えることができます！

市民活動に取り組む団体の情報発信をサポートするサイトです(無料)。情報開示をインターネットを活用して行うなら必須！

★ポイント1 「基本情報」から「活動実績」まで

団体の細かな情報を掲載することができます。

ユーザー登録する ログインする Google カス

トピックス ブログ 団体情報 事業成果物 助成制度

詳細情報

- 基礎情報・活動概要・活動実績 ▶
- 財政・収支報告書・貸借対照表 ▶
- 組織運営・行政提出情報 ▶
- 添付資料 ▶

▶ 詳細情報を1画面で見える

登録コンテンツ

- トピックス ▶
- 事業成果物 ▶
- 助成制度 ▶

団体情報 / 団体詳細

公益財団法人ふるさと島根定住財団 (団体ID : 1455682185)

基礎情報

団体ID	1455682185
法人の種類	公益財団法人
団体名 (法人名称)	ふるさと島根定住財団
団体名ふりがな	ふるさとしまねていじゅうざいだん
情報開示レベル	★★★★★
第三者認証マーク	ふるさと島根定住財団

団体のアピールポイント

定住促進、地域活性化を切り口に若者の定住やU I ターンの促進、地域づくり業を総合的に行っている。

県の外向き合立場を

情報開示のレベルを、★1つから★5つで表し、情報開示がしっかりされているかを一目で見ることができるようになっています。

定住財団では、CANPAN の情報開示が★3つ～5つの団体にさらに独自の基準を加え、レベル1、2の2段階で団体を認証し、情報開示の度合いが客観的に分かるような制度をつくっています。

* 記入および添付できる主な団体情報

- 「基本情報」 団体名や代表者名、住所、連絡先、設立年月日 など
- 「活動概要」 活動分野、目的、活動内容や業務、現在特に力を入れていること など
- 「活動実績」 助成金・補助金・物品等他の組織から受けた支援の実績や、行政・企業・他団体との協働の実績 など
- 「財政・収支報告書・貸借対照表」 事業年度開始月、その他の事業の有無、財政状況 など
- 「組織運営・行政提出情報」 意志決定機構、会員種別、役員・職員の状況 など
- 「添付資料」 定款、役員名簿、パンフレット、事業計画書、事業報告書、決算書類 など

これらの情報をしっかり蓄積しておくことで、第三者から活動を知りたいという急な要望にも困りません。また、団体内で蓄積された情報を共有できるため、引き継ぎにも役立ちます。そのほか、助成金を申請したり、外部へ事業の説明をする際にも、有効です。

★ポイント2 財政状況

団体の財政状況を記入することができ、年度毎の推移も第三者に伝わりやすくなっています。

詳細情報

- 基礎情報・活動概要・活動実績 ▶
- 財政・収支報告書・貸借対照表 ▶
- 組織運営・行政提出情報 ▶
- 添付資料 ▶

▶ 詳細情報を1画面で見る

登録コンテンツ

- トピックス ▶
- 事業成果物 ▶
- 助成制度 ▶

団体情報 / 団体詳細 2014年7月11日 11:21更新

公益財団法人ふるさと島根定住財団 (団体ID: 1455682185)

財政

会計年度開始月	4月
その他事業の有無	無

収支報告 会計基準について詳しくはこちら ▶ NPO法人会計基準書式で表示する

<収入の部>		前々年度 (平成24年度) 決算	前年度 (平成25年度) 決算	当年度 (平成26年度) 予算
内訳	会費	0円	0円	0円
	寄付金	0円	0円	0円
	民間助成金	0円	0円	0円
	公的補助金	348,145,420円	355,755,796円	423,518,000円
	自主事業収入	3,409,500円	4,329,500円	3,800,000円
	委託事業収入	125,151,520円	117,379,045円	128,600,000円
	その他収入	33,140,114円	30,867,168円	28,706,000円
当期収入合計		509,846,554円	508,331,509円	584,324,000円
前期繰越金		63,699,204円	61,969,729円	68,506,191円
<支出の部>		前々年度 (平成24年度) 決算	前年度 (平成25年度) 決算	当年度 (平成26年度) 予算
当期支出合計		511,576,029円	501,795,047円	600,873,000円

★ポイント3 団体が作成している書類が添付できる

定款をはじめ、所轄庁に提出している書類を添付することができます。

詳細情報

- 基礎情報・活動概要・活動実績 ▶
- 財政・収支報告書・貸借対照表 ▶
- 組織運営・行政提出情報 ▶
- 添付資料 ▶

▶ 詳細情報を1画面で見る

登録コンテンツ

- トピックス ▶
- 事業成果物 ▶
- 助成制度 ▶

年度別添付資料

決算・事業報告		
前々年度 (平成23年度)	前々年度 (平成24年度)	前年度 (平成25年度)
決算報告書 (活動計画書 / 収支計算書)		
svoumi1_23.pdf	svoumi1_24.pdf	svoumi1_25.pdf
決算報告書 (貸借対照表)		
taisvaku_23.pdf	taisvaku_24.pdf	taisvaku_25.pdf
決算報告書 (財産目録)		
zaisan_23.pdf	zaisan_24.pdf	zaisan_25.pdf
事業報告書		
ijavou_23.pdf	ijavou_24.pdf	ijavou_25.pdf
予算・事業計画		
前々年度 (平成24年度)	前年度 (平成25年度)	当年度 (平成26年度)
予算書類		
24_vosan.pdf	25_vosan.pdf	26_vosan.pdf
事業計画書		
24_soukatsu.pdf	25_soukatsu.pdf	26_soukatsu.pdf

★ポイント4 無料でブログが作成できる！

無料でブログを作成することができます。特に助成金を出さず側となる企業や団体は、助成金を申請してきた団体が日々どのような活動をしているのかを確認するために、インターネットのブログをチェックすると言われています。その他にも、団体に興味をもった時、より団体の様子を知りたいと思えば、基本情報や概要・実績に加えて、日々の活動の状況を知りたいものです。活動の様子が分かるような情報発信も大切です。

企業広告を付けることなく
無料でブログが作成できる
のは「CANPAN」だけ！

「ゆうあいの日々」は、NPO法人プロジェクトゆうあいの日々の活動をご紹介するブログです。
私たちは、障がい者・健常者のへだてのない誰もが自立して豊かに暮らすことができる
新しい社会の仕組みづくりに取り組んでいます。

[≪年末年始休業のお知らせ≫](#) | [トップページにもどる](#)

天神市 古本販売のお知らせ [2014年12月22日 (Mon)]

毎月25日は、松江市天神町商店街の天神市。
今月は木曜日開催です！
天神町交差点そば・天神まめな館前にて、午前10時ごろから古本や雑貨類の販売をいたします。

12月
25日 <<終天神>>
天神市

プロフィール

特定非営利活動法人
プロジェクトゆうあい

〒690-0888
島根県松江市北堀町35-14
でんわ：0852-32-8645
FAX：0852-28-1116
ホームページURL：
www.project-ui.com

*各ポータルサイトに関するご相談は・・・

(公財) ふるさと島根定住財団 地域活動支援課
TEL 0852-28-0690



B

県民活動応援サイト「島根いきいき広場」 <http://www.shimane-ikiiki.jp/>

県民、企業、各種団体等の社会貢献活動への参加を応援するために作られたポータルサイトです。登録をすると、イベントやボランティアの募集情報が掲載できます。CANPANとの連動しているほか、フェイスブック等への拡散も可能！

県民活動応援サイト Shimane IKIiki Hiroba 島根いきいき広場

島根いきいき広場は県民、企業、各種団体等の社会貢献活動への参加を応援するために作られたポータルサイトです。

ようこそゲストさん

ログイン

ID:

ログイン

パスワード:

ID:

新規団体登録



ボランティアに参加したい。



団体を
知りたい。



イベント・講座
に行きたい。



活動報告・事例
を知りたい。



助成を
利用したい。



寄附して
応援したい。

県民いきいき活動紹介



県民いきいき活動
あなたです
いきいき島根の
サポーター

団体をカテゴリから探す

子どもを ささえる	障がい者/ お年寄りを ささえる	外国人を ささえる	保健・医療を ささえる	社会教育を すすめる	経済を ささえる
地域を 応援する	働く人を 応援する	文化・芸術 スポーツを ささえる	自然環境を まもる	被災者を ささえる	e.t.c その他



災害ボランティアなど関連情報 災害ボランティアバンク・災害ボランティア隊・災害関連情報

新着情報

ボランティア情報 イベント・講座情報 活動報告 助成情報

- | [更新日] | [タイトル] |
|-----------------|------------------------------------------------------------------|
| [更新日] | [タイトル] |
| New! 2015/02/20 | たぶんか学習会 とともに支えよう、外国にルーツをもつ子どもたち ～「異文化の中での子育て」を、考える～ (2015/03/01) |
| New! 2015/02/16 | 都市部におけるコミュニティ活性化シンポジウム (2015/03/09) |
| New! 2015/02/16 | (公財) 日工組社会安全財団 2014年度 暴力回排除事業 (2015/02/16-2015/02/16) |
| New! 2015/02/16 | 日本コープ共済生活協同組合連合会 2015年 生協と生協あい助成 - 生協と活動を応援します - (2015/03/15) |
| 2015/02/25 | 中央新報社会福祉事業団「助成事業」 (2015/02/25) |
| 2015/02/12 | 【第一生命保険株式会社】 第67回保健文化賞募集 (2015/02/12-2015/04/15) |
| 2015/02/10 | 奥出雲タケヤマ開拓2014-第4回 (2015/02/10) |
| 2015/02/09 | タカラ・ハーモニストファンド助成事業 (2015/02/09-2015/03/31) |

団体登録をすると、イベントやボランティア募集、活動報告の情報を掲載することができます。

新着 PICKUP



たぶんか学習会 (1503...



(公財) 日工組社会安全財...

団体 PICKUP



県民いきいき活動

県民いきいき活動とは

- NPOとボランティア
- 企業の社会貢献
- 県民いきいき活動写真集

県民活動応援サイト

島根いきいき広場とは

- イベントカレンダー
- アクセスランキング
- マニュアル・利用規約

登録する

- 新規団体登録
- イベント情報、活動報告登録
- ボランティア募集登録
- メールマガジン登録
- ボランティアセンター登録
- ボランティアセンターとは
- 市町村ボランティアセンター一覧

メルマガ登録した方に、月2回(第2、4水曜日)に、セミナーや助成金情報を直接お届けします！

よくある質問

お問い合わせフォーム

共感CM大賞



しまね社会貢献基金

NPO作成のCMが視聴できます。CM作成のご相談、随時受付中！

①はじめに、団体ページを作成！

TOPページ > 登録団体情報

操作メニュー

※登録団体からの情報発信や登録団体情報の変更は、登録団体系ID用を発行し子IDでログインして作業してください。

- 登録団体系ID用ユーザ登録
- パスワード再発行
- 登録団体解散・抹消処理

■CANPANレベル: ★★★★★ 認証: ■だんだん ■CANPANの団体情報:

おやこ劇場松江センター

OYAKO MATSUE
since 1973




■子どもたちの心身を豊かに育むことを目的に、プロによる上質な舞台芸術鑑賞や自然体験活動、異年齢交流等の機会を創出すると共に、子どもたち自身による主体的な活動を大切に、支援しています。■上記活動を会員自身が企画し、互いに関わり合いながらチームとして運営することにより、大人たちもまた地域を担う人間として成長しています。■さまざまな団体等の協力を得ながら事業を実施する中で、地域の子どもたちを育む大人たちのネットワークが強化されています。

活動場所: 県内

活動分野: 文化・芸術 スポーツ 子育て 社会福祉 その他

ツイイ いいね!

イベント・活動報告・ボランティア募集・ブログ

イベント・講座情報

一覧がありません。

活動実績・事例情報

更新日	タイトル	開催日
2014/02/12	つながるネット子どもフェスティバル	2014/01/19
2013/12/17	だるま食堂の日常音楽コント『暮らしのト長帖』	2013/12/07
2013/11/19	ちいさい人たちのための人形劇公演	2013/11/10

ボランティア募集情報

一覧がありません。

CANPANブログ情報

記事日	タイトル
2014/12/16	ウイキリスト
2014/11/26	うた芝居「ないたあかおに」
2014/11/20	子どもと家族・若者応援団表彰「内閣府特命担当大臣活動顕彰」

団体の目的

この法人は、子どもをとりまく環境を整えることによって、子どもの登

★ ポイント1

日本財団公益コミュニティサイト CANPAN と連動（CANPAN についての詳細は P.70）。島根いきいき広場で団体登録をする際にCANPANのIDを入力すると、島根いきいき広場とCANPANとの情報が連動します。

→ 情報 →

★ ポイント2

ツイッターやフェイスブックと連動！島根いきいき広場で掲載した情報を簡単にツイッターやフェイスブックで拡散させることができます。

★ ポイント3

島根いきいき広場で掲載したイベント情報や活動報告が蓄積されていきます。活動を振り返る資料としても活用できます。

★ ポイント4

CANPANのブログ情報、団体の基本情報を更新すると自動的に島根いきいき広場の団体情報も更新されます。

②メールマガジンの登録を！

月2回配信のメールマガジン登録もあわせてしておきましょう。最新情報の収集に！

ふるさと島根定住財団からのお知らせ

- NPOマネジメントセミナー 自主財源アップセミナー
～今年こそ、長期的な財源を育てる！～
浜田1/22(木) 松江1/23(金)
<http://www.shimane-ikiki.jp/events/3202>
- 平成26年度 地域づくり戦略セミナー
「足元の宝を生かして 心豊かに 生きる」
浜田2/6(金) 松江2/7(土)
<https://www.shimane-ikiki.jp/events/3194>
- NPO法人事務力検定
2/18(水)
<http://www.shimane-ikiki.jp/events/3208>
- 平成26年度 しまね田舎ツーリズム県外研修会
小さな島が元気な秘密を探る！
2/18(水)～19(木)
<http://www.shimane-ikiki.jp/events/3213>

島根県（NPO活動推進室）からのお知らせ

- しまね社会貢献基金への寄付の申し込み方法が変わりました

事前に「しまね社会貢献基金への寄付申込書」を島根県へ郵送、ファックス、メールで送付いただくと、島根県から寄附金の申し込みをいただいた方へ「納入通知書」をお送りしますので、この通知書に現金を添えて金融機関で払い込みをしてください。

※詳細については、以下のホームページをご覧ください
<https://www.shimane-ikiki.jp/fund/method.html>

また、しまね電子申請サービスから申し込んでいただくこともできます。
https://s-kantan.com/pref-shimane-u/offer/offerList_initDisplay.action

助成を
利用したい。

寄附して
応援したい。

広場

情報

島根いきいき活動

島根いきいき活動とは

NPOとボランティア
企業の社会貢献
島根いきいき活動写真集

島根活動応援サイト

島根いきいき広場とは

イベントカレンダー
アクセスランキング
マニュアル・利用規約

登録する

新規団体登録

イベント情報、活動報告登録

ボランティア募集登録

メールマガジン登録

ボランティアセンター登録

メールマガジンの登録は、「島根いきいき広場」トップページの右のタブまたは下記のQRコードから！





- サイト内検索
- ホーム
- だんだんとは
- CANPANとは
- 運営団体について
- 認証団体一覧へ
- 団体認証の方法
- 情報開示レベル
- お問い合わせ
- サイトマップ

- 過去のニュース一覧
- 2014年12月
 - 2014年11月
 - 2014年10月
 - 2014年9月
 - 2014年8月
 - 2014年7月
 - 2014年6月

- 全国の公益ポータルサイト
- みんみん (宮城県)
 - ちばのWAI! (千葉県)
 - とちこみ (栃木県)
 - きょうえん (京都府)
 - ゆめおり (八王子市)
 - NPOkayama (岡山県)
 - チャリプラ
 - オンパク
 - SDFポータル (兵庫県)

数字で見る島根のNPO法人のすがた
NPO法人白書【平成25年度版】

協働「活用度」環境調査 & CSRの取組みに関する調査
2つのアンケート結果発表!

田舎ツーリズム実践者等
特別研修会
3/4 3/5 ござら

NPO法人 事務力検定
再募集!

しまね県民活動支援センターからのお知らせ

3/4, 3/5 しまね田舎ツーリズム実践者等特別研修会 みんなで続ける・繋ぐを考える! ~未来に向けた持続的な取り組みとするために~
[15/2/3]

地域づくり・NPO活動団体情報紙「しまねいきいきねっと」Vol.82 発行
[15/1/20]

認証団体のイベント情報

2/9~2/19 水はどこからくるのか展
NPO法人さくらおろち[15/2/13]

みんなでポラポラ
FMラジオ番組「みんなでポラポラスタート!」
出雲市総合ボランティアセンター運営委員会[14/7/1]

新着 認証団体ブログ記事

天神市のお知らせ	ゆうあいの日...	[15/2/20 14:00]
ニューフェイス(※※)	まごころサー...	[15/2/20 14:00]
図書館戦争	緑と水の連絡...	[15/2/20 14:00]
クーちゃんのWelcome会	緑と水の連絡...	[15/2/20 14:00]
雛飾り2015	緑と水の連絡...	[15/2/19 14:00]
オレオレ詐欺	ほかほか陽だ...	[15/2/19 14:00]
みなさんこんごちま	NPO法人...	[15/2/19 14:00]
二分の一人式	NPO法人コ...	[15/2/19 14:00]
受験生のみなさまへん ふぁいと〜!	ぼんぼん船の...	[15/2/19 14:00]
花火まつり出店者説明会	緑と水の連絡...	[15/2/18 21:34]
青少年ミーティング	緑と水の連絡...	[15/2/18 21:24]
様々替え	NPO法人コ...	[15/2/18 16:51]



機関紙

★ ポイント1

認証団体の一覧。
島根県内の認証の基準に適合した優良団体一覧です。

中国ろうせん
NPO
寄付システム

登録団体はこちら
配分団体はこちら

関連団体リンク

島根いきいき広場
Shimane IKIKI Hiroba

- ・島根県
- ・島根県NPO活動推進室
- ・松江市
- ・松江市市民活動センター

★ ポイント2

「だんだん」では、認証団体のみがイベント情報やブログ記事の掲載をすることができ、団体の活動状況を発信するツールとして活用できます!

大人は口出し厳禁!子どもが自由にお買物/18日、松江でフェス/松江市
15/01/12 島根日日新聞

! 「だんだん」が移行します

サイト「だんだん」は、平成28年3月末までに閉鎖し、県民応援活動サイト「島根いきいき広場」へとその機能を移行します!

3. 情報収集

1 島根県NPO活動推進室ホームページ <http://www.pref.shimane.lg.jp/admin/nonprofit/>
 [島根県HP (<http://www.pref.shimane.lg.jp/>) ⇒ 県の取り組み ⇒ NPO]

「しまね社会貢献基金」についての詳細は P.78 をご覧ください。

各種協働の実績、協働の取組状況、協働の手引き等が掲載されています。

しまね社会貢献基金

- しまね社会貢献基金とは
- 寄附の状況
- 団体登録
- 団体活動支援事業

基本方針・関連施策

- 県民いきいき活動推進条例
- 県民いきいき活動推進基本方針・行動計画
- 県民いきいき活動推進委員会
- 県民いきいき活動奨励賞
- 特定非営利活動法人支援融資制度
- 協働の促進

NPO

- NPO法人設立手続き窓口
- NPO法人設立・運営の手引き
- 県内NPO法人認証状況
- 認定（仮認定）NPO制度
- 関係法令
- リンク集

島根県内のNPO法人の一覧や、運営手続きに関する情報が掲載されています。各種届出の様式もこちらから見るができます。

NPO

NPOに関する情報を掲載しています。

トピックス

- 広島県大雨災害に係る災害ボランティア関連情報
- 「NPO法人の設立・県民いきいき活動・協働の推進」について

新着情報

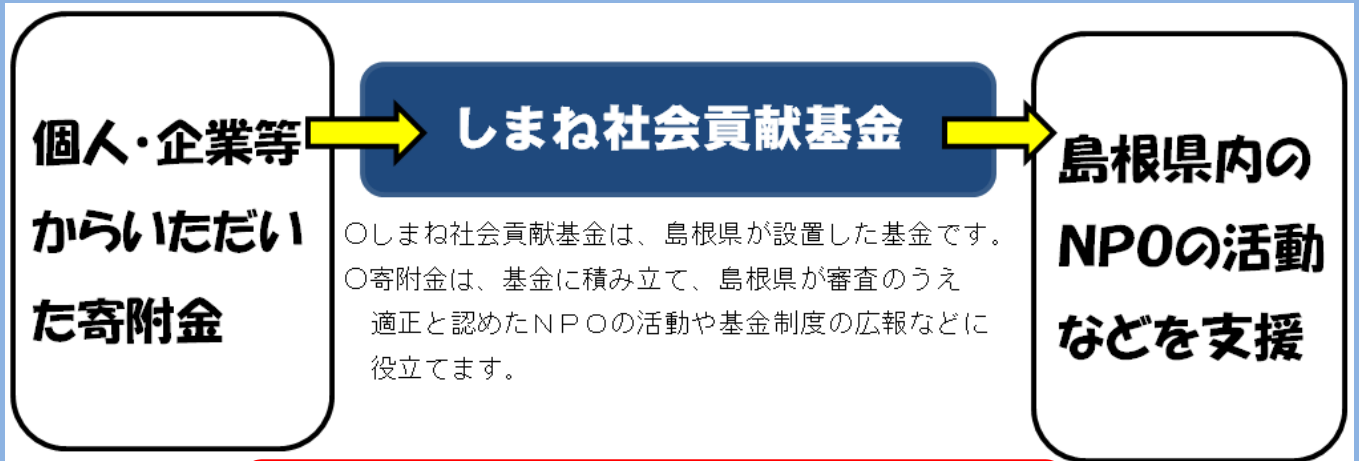
- 2015年02月20日 [平成27年度の鳥取・島根広域連携協働事業の提案を募集して!](#)
- 2015年02月16日 [【NPO活動推進室】H26年度にしまね社会貢献基金にご寄附ください](#)
- 2015年01月30日 [【NPO活動推進室】しまね社会貢献基金登録団体の登録更新](#)
- 2015年01月30日 [平成26年度「県民いきいき活動奨励賞」の受賞団体が決定!](#)
- 2015年01月14日 [【NPO活動推進室】NPOを対象とした委託事業（企業局申請）の募集](#)
- 2014年11月28日 [【NPO活動推進室】しまね社会貢献基金への寄附申込書を募集](#)
- 2014年10月01日 [災害ボランティア関連情報を更新しました](#)
- 2014年09月26日 [【NPO活動推進室】「企業の社会貢献を考えるフォーラム」開催](#)
- 2014年08月01日 [【NPO活動推進室】しまね社会貢献基金登録団体活動PR集](#)

2

しまね社会貢献基金

「しまね社会貢献基金」は、特定非営利活動法人やその他社会貢献活動を行う団体の活動を支援し、島根県における社会貢献活動のより一層の推進と活性化を図る目的で、県民や企業の皆さんからの寄附金と県の拠出金を原資に、平成21年4月に島根県が創設し、管理・運営を行っている基金です。

平成26年12月末現在、約1,850万円の寄附金をいただき、また、53団体が登録しています。



* 支援事業の対象は
「しまね社会貢献基金登録団体」に限ります

「しまね社会貢献基金登録団体」になるには

★ステップ1 登録要件に適しているかチェック！

「しまね社会貢献基金登録団体」になるためには、主たる事務所が島根県内にあること、事業報告書等を所轄庁に提出していることなど、いくつかの条件をクリアする必要があります。詳細登録要件は、島根県ホームページからご覧ください。

★ステップ2 日本財団の公益コミュニティサイトCANPANへ登録！

ユーザー登録画面で必要事項を入力すると、CANPAN事務局から承認の連絡が届きます。

【Point】必須事項以外の情報(会計や役員、活動情報等)を入力していくと、★マークが加算されますので、★が3つ以上になると、しまね県民活動支援センター(ふるさと島根定住財団内)の認証を受けることができ、信用度がさらに増していきます。

★ステップ3 しまね社会貢献基金登録団体申請書類の提出！

申請書類を[島根県ホームページ](#)から取得して、関係書類を添えて郵送または持参してください。提出のあった書類をNPO活動推進室で確認を行い、必要な手続きを経て、「しまね社会貢献基金登録団体」として登録します。

3 島根県内 助成団体の紹介

団体名	助成制度名	住所・電話
島根県共同募金会	・ 赤い羽根共同募金助成	〒690-0011 松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根 TEL 0852-32-5977
	・ NHK歳末たすけあい助成	
しまね国際センター	世界とつながる島根づくり助成金	〒690-0011 松江市東津田町 369 番地 1 TEL 0852-31-5056
しまね自然と環境財団	環境保全活動助成金	〒690-8501 松江市殿町 8-3 島根県市町村振興センター(タウンプラザしまね)2階 TEL 0852-67-3262
しまね女性センター	公益信託しまね女性ファンド	〒694-0064 大田市大田町大田イ 236-4 TEL 0854-84-5514
しまね文化振興財団	公益信託しまね文化ファンド	〒690-8501 松江市殿町1番地(文化国際課内) TEL 0852-22-5500
ふるさと島根定住財団	地域づくり応援助成金	〒690-0003 島根県松江市朝日町 478-18 松江テルサ 3階 TEL 0852-28-0690

※毎年4月に合同説明会を開催しています。詳細はふるさと島根定住財団までお問い合わせください。

4 みんなで使おう！ NPO法人会計基準 <http://www.npokaikeikijun.jp/>

NPO 法人会計基準に関して分かりやすく説明してある「おすすめサイト」です。

The screenshot shows the homepage of the NPO Accounting Standards website. The main heading is "みんなで使おう! NPO法人会計基準". Below the heading, there is a navigation menu with several categories: "会計基準の書籍", "実務担当者のためのガイドライン", "実務担当者のためのガイドライン Q&A", "ダウンロード/リンク集", "全国の支援センター", "会計ソフトの紹介", "会計基準の導入事例", and "内閣府・所轄庁公表の手引き".

Two red boxes with arrows point to specific features:

- The top-right box highlights the "Q&A" section, stating: "会計に関するQ&Aが掲載されています。具体的に掲載されていますのでチェックしてみてください。" (Q&A regarding accounting is posted. It is posted specifically, so please check it out.)
- The bottom-right box highlights the "Accounting Software Introduction" section, stating: "NPO法人向けの民間会計ソフトの紹介のほか、主に小規模法人を対象とし、Excelを使った無償でダウンロードできる会計ファイルを提供しています。" (In addition to the introduction of private accounting software for NPOs, we provide accounting files that can be downloaded for free using Excel, primarily targeting small-scale corporations.)

5

内閣府 NPOホームページ

<https://www.npo-homepage.go.jp/>

全国のNPO法人の情報を掲載。内閣府からのNPOに関する情報が随時更新されています。全国的な動きを定期的にチェック！



県ごとの認定NPO法人の状況を知ることができます。

全国のNPO法人の基本情報のほか、定款・事業報告書等の添付書類が掲載されています。

内閣府が行った調査結果、法律の改正に伴った手続きなど、NPO法人に関する動きに関する新着情報が掲載されています。

NPO法人の設立から組織運営、認定NPO法人などのQ&Aが掲載されています。

4. 事務局年間カレンダー

事業年度 4月1日～翌年3月31日までの場合

NPO法人の事業年度終了後のスケジュール例です。チェックしながら活用してみてください。

		4月	5月	6月	7月	8月
法人の動き		<input type="checkbox"/> 監事による監査を受ける <input type="checkbox"/> 理事会の開催	<input type="checkbox"/> 総会の開催			
所轄庁手続き				<input type="checkbox"/> 事業報告書提出 (6/30)		
会計・税務	税務署	<input type="checkbox"/> 源泉所得税納付 (4/10まで)	<input type="checkbox"/> 源泉所得税納付 (5/10まで) <input type="checkbox"/> 税務申告(5/31 まで)	<input type="checkbox"/> 源泉所得税納付 (6/10まで)	<input type="checkbox"/> 源泉所得税納付 (7/10まで) <input type="checkbox"/> 源泉所得税納付 (7/10)※注：納期 特例	<input type="checkbox"/> 源泉所得税納付 (8/10まで)
	県民 センター	<input type="checkbox"/> 課税免除申請 (4/30まで)	<input type="checkbox"/> 税務申告(5/31 まで)			
	市町村役所	<input type="checkbox"/> 住民税納付 (4/10まで) <input type="checkbox"/> 課税免除申請 (4/30まで)	<input type="checkbox"/> 住民税納付 (5/10まで) <input type="checkbox"/> 税務申告(5/31 まで)	<input type="checkbox"/> 住民税納付 (6/10まで)	<input type="checkbox"/> 住民税納付 (7/10まで)	<input type="checkbox"/> 住民税納付 (8/10まで)
登記	法務局		<input type="checkbox"/> 資産総額の変更 登記(5/31)			
労務	労働基準 監督署			<input type="checkbox"/> 労働保険の年度 更新(6/1～7/10まで)		
	社会保険 事務所				<input type="checkbox"/> 社会保険の「被 保険者報酬月額算 定基礎届(算定基 礎届)」(7/1～7/10 まで)	

(※注) 納期特例とは

給与を支払う従業員が9人までで、所定の届出書を提出した場合は、7/10(1月～6月分)と1/20(7月～12月分)の年2回に分けて納税できる。



注意 それぞれの手続きや、やるべきことの時期を整理しておきましょう。

**事業年度終了後
2ヵ月以内**

- ・ 税務申告
- ・ 資産総額の変更登記

**事業年度終了後
3ヵ月以内**

- ・ 監事による監査
- ・ 理事会、総会の開催
- ・ 所轄庁への事業報告書の提出

**事業年度に
関係ないもの**

- ・ 源泉所得税納付（翌月 10 日まで）
- ・ 課税免除申請（4/30 まで）
- ・ 住民税納付（翌月 10 日まで）
- ・ 雇用職員の住民税の届出（1 月末まで）
- ・ 労働保険の年度更新（6/1～7/10 まで）
- ・ 社会保険の「被保険者報酬月額算定基礎届」（7/1～7/10 まで）

9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
<input type="checkbox"/> 源泉所得税納付(9/10 まで)	<input type="checkbox"/> 源泉所得税納付(10/10 まで)	<input type="checkbox"/> 源泉所得税納付(11/10 まで)	<input type="checkbox"/> 源泉所得税納付(12/10 まで)	<input type="checkbox"/> 源泉所得税納付(1/10 まで) <input type="checkbox"/> 源泉所得税納付(1/20)※ 納期特例	<input type="checkbox"/> 源泉所得税納付(2/10 まで)	<input type="checkbox"/> 源泉所得税納付(3/10 まで)
<input type="checkbox"/> 住民税納付(9/10 まで)	<input type="checkbox"/> 住民税納付(10/10 まで)	<input type="checkbox"/> 住民税納付(11/10 まで)	<input type="checkbox"/> 住民税納付(12/10 まで)	<input type="checkbox"/> 住民税納付(1/10 まで) <input type="checkbox"/> 雇用職員の住民税の届出(1 月末まで) ※特別徴収の場合、職員の住所地の市区町村へ届出	<input type="checkbox"/> 住民税納付(2/10 まで)	<input type="checkbox"/> 住民税納付(3/10 まで)

参考：「現場のお悩み100連発 サクッとのおたすけQ&A」

発行 岡山県ボランティア・NPO活動支援センター管理運営共同体

(構成団体 社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会、NPO法人岡山NPOセンター)

★窓口一覧★

1. 相談窓口

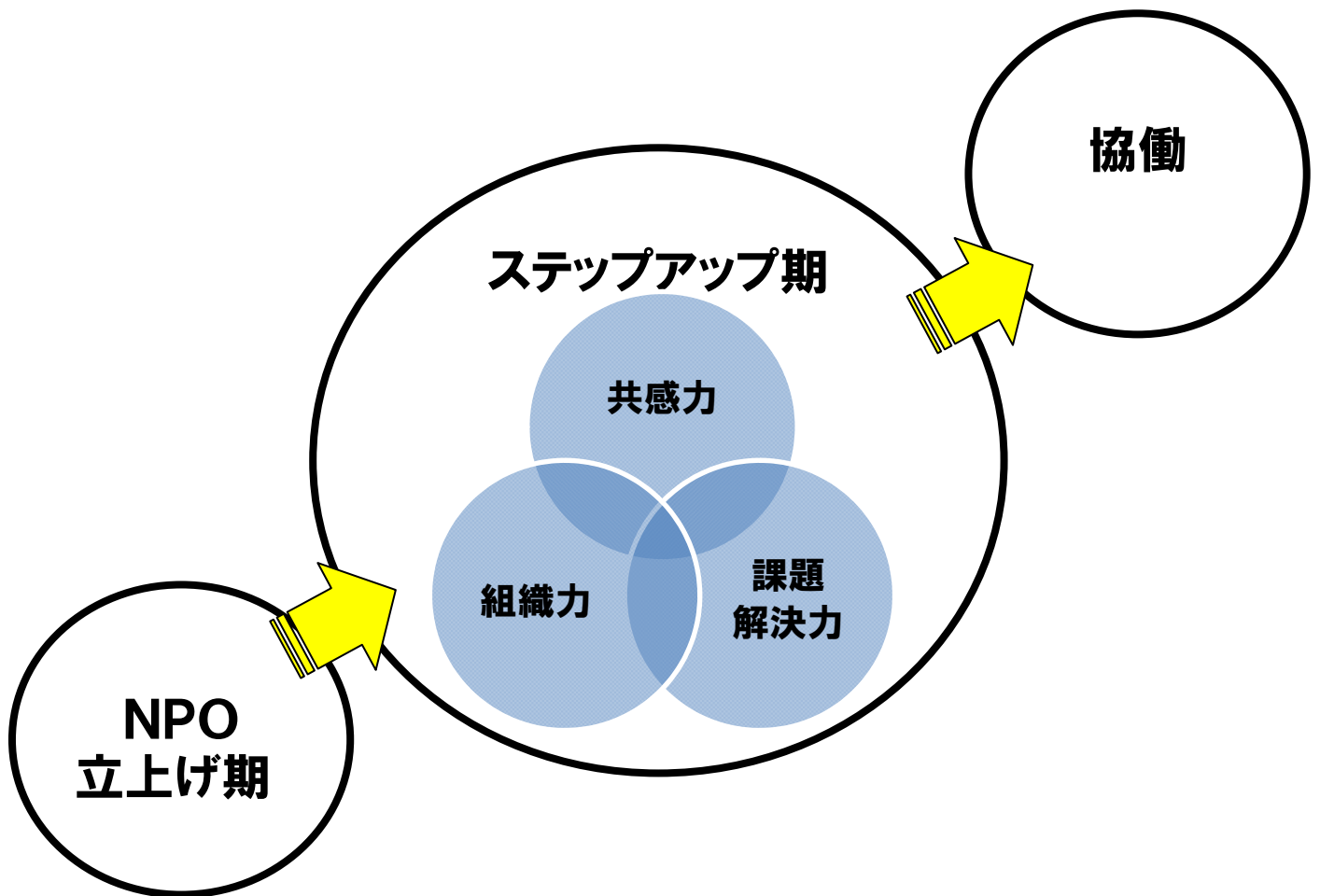
■ 県内中間支援センター

所在地	受付窓口	TEL	メール
島根県	公益財団法人ふるさと島根定住財団 (しまね県民活動支援センター) ●松江事務局 〒690-0003 松江市朝日町 478-18 松江テルサ 3F ●石見事務所 〒697-0034 浜田市相生町 1391-8 シティパーク浜田 2F 石見産業支援センター(いわみぷらっと内)	(松江) 0852-28-0690 (石見) 0855-25-1600	(松江) shimane@teiju.or.jp (石見) iwami@teiju.or.jp
松江市	松江市市民活動センター 〒690-0061 松江市松江市白濁本町 43 番地スティックビル	0852-32-0891	csc.ma@web-sanin.co.jp
出雲市	出雲市総合ボランティアセンター 〒693-0002 出雲市今市町北本町 3-1-6(出雲体育館内)	0853-21-5400	izuvolun@mx.miracle.ne.jp

■ふるさと島根定住財団のサポート

地域活動支援メニュー

ふるさと島根定住財団 地域活動支援課では、地域づくりを担うNPOや地域づくり団体の主体的で持続的な組織運営により、地域活性化や地域課題解決の一層の推進を図るため、団体設立や団体のステップアップ、協働など、5つの目標にそってサポートします。



※ 事業の詳細については
次のページ以降をご覧ください。

平成27年度 定住財団地域活動支援課の主な講座・セミナー

設立
支援

これから始めたい！はじめる方へ

- 【セミナー】 ■NPO入門講座
【サポート】 専門相談、職員相談

NPO法人の現場の声
聞けます！
4/22(浜田)、4/27(松江)

共
感
力

共感を広げ、活動をひろげたい方へ ●随時

- 【サポート】 共感CMづくり、ポータルサイトの活用など

発信力、伝える力に
ついて考えてみませんか

組
織
力

事務力、組織力を身につけたい方へ

- 【セミナー】 ■NPO事務局セミナー
①定款・登記手続 ②雇用と給与 ③会計（仕訳）
④会計（実務）⑤決算・所轄庁手続き
・事務力検定
■業務効率化セミナー
【サポート】 専門相談、職員相談、NPO虎の巻

松江	浜田
①5/27,	5/28
②6/24,	6/25
③7/22,	7/23
④12/2,	12/3
⑤1/27,	1/28
【検定】 2/17	

課
題
解
決
力

事業力を身につけたい方へ

- 【セミナー】 ■地域づくり入門講座 ●5月～6月頃開催予定
視察1回+4回講座（東部）
■地域づくり応援成対策講座 ●10月～11月頃開催予定
4回+オプション1回（東部）

現地視察
あり。

ア
ス
キ
ル

スキルアップ

東西部会場 ●8月～11月頃

- 【セミナー】 ■理事の基本講座
■情報発信・開示
■ファンドレイジング
■組織運営
【サポート】 専門相談、職員相談

役員・事務局等、
運営を中心的に担っている
方向けに。

当財団の地域づくり応援
助成金への申請をご検討
中の方は是非！

協
働
力

つながりから社会貢献へ

- 【セミナー】 ■協働環境醸成講座
【場づくり】 ■NPO大交流会、NPOサロン

交流、つながりから
一歩先へ



平成27年度事業の詳細な情報は、ふるさと島根
定住財団HPに随時掲載していきます。
ぜひチェックしてみてください！

ふるさと島根定住財団

<http://www.teiju.or.jp/>

検索



平成26年度に実施した主な講座・セミナー

事業名	内容	参加者数	講師
① NPO立上げ期			
NPO入門講座 [4/17 浜田 4/22 松江]	NPO法人の基礎、設立に必要な手続き、NPO法人のメリット・デメリット、他法人との違いを学ぶ。	29名	中野 俊雄氏 (行政書士・当財団専門相談員)
② 共感力			
行列のできる！ 企画とチラシの作り方 [7/2 浜田 7/3 松江]	活動への参加を促すための効果的で魅力ある企画、そのPRチラシの作り方について学ぶ。	113名	坂田 静香氏 (NPO法人男女共同参画おた理事長)
チラシづくりワークショップ [7/21・24 松江 7/18 浜田]	チラシづくり講座の内容を参考にし、実際にパソコンでチラシを作成するためのノウハウを学ぶ。	23名	財団スタッフ
共感CM作成セミナー [7/31・8/22 松江]	団体の広報や活動への支援を呼びかけるための1分間団体紹介CMを作成するために必要な事前準備、また具体的な方法を学ぶ。	6名	財団スタッフ
③ 組織力			
NPO法人 事務局セミナー [全6回 10/1～12/10 松江]	【NPO法人の基礎】NPOの言葉の意味と取り巻く状況、運営のコツなどについて	29名	石原 達也氏 (NPO法人岡山NPOセンター理事) 加藤 彰子氏 (NPO法人岡山NPOセンター事務局)
	【所轄庁の手続き】事業報告、決算、役員変更など所轄庁での手続き事務について	25名	
	【登記の手続き】残余財産、役員変更などの法務局での登記手続きについて	30名	
	【情報の開示と発信】情報開示や情報発信の方法や公益ポータルサイトの活用について	20名	
	【雇用手続と給与計算】アルバイト、パートから正規職員まで雇用の手続きについて	29名	
	【会計と決算】日々の会計と決算書の作成について	33名	
NPO法人 事務力検定 [2/18 松江]	経理、登記、労務、所轄庁手続き等NPO法人に必要な事務手続きの理解度等を検定。	11名	加藤 彰子氏 (NPO法人岡山NPOセンター事務局)
NPO法人 理事の基本講座 [10/22 松江]	事業と組織の持続性を高めるための理事としての役割について学ぶ	25名	川北 秀人氏 (IIHOE[人と組織と地球のための国際研究所]代表)
NPOマネジメントセミナー 自主財源アップセミナー [1/22 浜田 1/23 松江]	継続的・長期的な計画を立て、長期的な財源を育てる手法を学ぶ。	21名	山元 圭太氏 (NPOマネジメントラボ代表)
県内NPO大交流会 [9/6 松江]	県内のNPO法人が情報共有や意見交換を行う。	38団体 69名	—
④ 課題解決力			
助成・融資制度の活用実践 セミナー [全4回 5/29～6/20 浜田・松江]	事業の目的の整理（助成の仕組み、融資を受ける事、事業目的の整理）	23名	日本政策金融公庫 財団スタッフ
	事業コンセプトを組み立てる（マーケティング、事業の組み立て、事業スケジュール）	13名	
	収支計画書をつくる	14名	
	申請書作成とプレゼンテーション！	15名	
地域目線で考える 「支事(しごと)」づくり [全4回 11/4～11/26 浜田・松江]	地域の課題と対象を決める！（課題の整理、誰に対してどのような取り組みを行うか）	23名	岡本 勝光氏 (特定非営利活動法人みんなの集落研究所会長)
	取り組み内容を決める！（サービスや製品を決める、顧客に効率よく届ける）	25名	
	目標を決めて計画する！（目標と期限を決める、採算を考えて価格を決める）	18名	
	企画を共有してブラッシュアップする！（企画の発表及び講評）	19名	
⑤ 協働			
協働の現状を知って考える！ 協働のしくみづくり講座 [10/23 松江]	協働を進めるためにNPOがすべきこと、行政がすべきことを理解し、協働の仕組みづくりを基礎から学ぶ。	54名 (行政32名、NPO 22名)	川北 秀人氏 (IIHOE[人と組織と地球のための国際研究所]代表)

「Q&A」でお世話になっています！

「ヒント集」にコメントあり！

「ヒント集」にコメントあり！

2. NPO法人申請手続きの窓口

下記以外の町村または複数の市町村に事務所を置く場合			
島根県	環境生活部 環境生活総務課 NPO 活動推進室 〒690-8501 松江市殿町 1 番地	0852-22-6099	—

※ 提出書類の様式はこちらからダウンロードできます(松江市は左端のサイトからダウンロード)。

市町名	担当課名	電話番号	施行細則・規則へのリンク
松江市	市民生活相談課 市民活動推進係 〒690-8540 松江市末次町 86	0852-55-5168	—
浜田市	地域振興課 自治振興係 〒697-8501 浜田市殿町 1	0855-25-9201	申請様式
出雲市	市民活動支援課 市民協働推進係 〒693-8530 出雲市今市町 70	0853-21-6528	申請様式
益田市	人口拡大課 地域づくり支援係 〒698-8650 益田市常盤町 1-1	0856-31-0600	申請様式
大田市	地域振興課 地域振興係 〒694-0064 大田市大田町大田口 1111	0854-82-1600	申請様式
安来市	市民参画課 〒692-8686 安来市安来町 878-2	0854-23-3067	申請様式
江津市	政策企画課 政策企画係 〒695-8501 江津市江津町 1525	0855-52-2501	申請様式
雲南市	地域振興課 地域振興グループ 〒699-1392 雲南市木次町木次 1013-1	0854-40-1013	申請様式
飯南町	企画財政課 〒690-3513 飯石郡飯南町下赤名 890	0854-76-2864	申請様式
川本町	まちづくり推進課 〒696-8501 邑智郡川本町大字川本 545-1	0855-72-0634	申請様式
美郷町	企画財政課 町づくり係 〒699-4692 邑智郡美郷町粕淵 168	0855-75-1924	申請様式
邑南町	定住促進課 〒696-0192 邑智郡邑南町矢上 6000 番地	0855-95-1117	申請様式
津和野町	つわの暮らし推進課 住民協働推進係 〒699-5292 鹿足郡津和野町日原 54-25	0856-74-0096	申請様式
海士町	総務課 総務防災係 〒684-0403 隠岐郡海士町大字海士 1490	08514-2-0112	申請様式
西ノ島町	総務課 企画防災係 〒684-0211 隠岐郡西ノ島町浦郷 534	08514-6-0101	申請様式

※ [島根県NPO活動推進室ホームページ](#)より抜粋

各種手続きに関する事項については、NPO法人設立・運営の手引きをご活用ください(詳細 P.68)。

3. 登記等に関する窓口

(1) 登記手続き

所在地	受付窓口	住所	TEL
松江市	松江地方法務局	〒690-0886 松江市母衣町 50 番地	0852-32-4200

(2) 官報公告手続き

所在地	受付窓口	住所	TEL
松江市	島根県官報販売所 (株式会社 今井書店)	〒690-0887 松江市殿町 63 番地	0852-24-2233

4. 税に関する窓口

(1) 税務署一覧

税務署名 (管轄区域)	住所	電話番号
松江 (松江市、安来市)	〒690-8505 松江市向島町 134 番地 10	0852-21-7711
出雲 (出雲市)	〒693-8686 出雲市塩冶善行町 13 番地 3	0853-21-0440
大東 (雲南市、仁多郡、飯石郡)	〒699-1221 雲南市大東町飯田 86 番地 7 号	0854-43-2360
石見大田 (大田市)	〒694-8501 大田市大田町大田イ 289 番地 2	0854-82-0980
浜田 (浜田市、江津市、邑智郡)	〒697-8686 浜田市殿町 1177 番地	0855-22-0360
益田 (益田市、鹿足郡)	〒698-8651 益田市元町 12 番 11 号	0856-22-0444
西郷 (隠岐郡)	〒685-8666 隠岐郡隠岐の島町城北町 55 番地	08512-2-0350

(2) 県税窓口一覧 (法人県民税・事業税)

受付窓口	管轄区域	住所	電話番号
東部県民センター (法人課税課)	松江市、出雲市、安来市、雲南市、 隠岐の島町、海士町、西ノ島町、 知夫村、奥出雲町、飯南町	〒690-8551 松江市東津田町 1741-1	0852-32-5621
西部県民センター (法人・軽油課税課)	浜田市、益田市、大田市、江津市、 川本町、美郷町、邑南町、津和野 町、吉賀町	〒697-0041 浜田市片庭町 254	0855-29-5519

各種手続きに関する事項については、NPO法人設立・
運営の手引きをご活用ください(詳細 P.68)。

5. 労務に関する窓口

(1) 労働基準監督署 (保険関係成立届、概算保険料申告書等)

税務署名	管轄区域	住所	電話番号
松江労働基準監督署	松江市、安来市、雲南市のうち大東町・加茂町・木次町、仁多郡、隠岐郡	〒690-0841 松江市向島町 134 番 10 松江地方合同庁舎	0852-31-1166
松江労働基準監督署 (隠岐の島駐在事務所)		〒685-0016 隠岐郡隠岐の島町城北 55 番地 隠岐の島地方合同庁舎	08512-2-0195
出雲労働基準監督署	出雲市、大田市、雲南市のうち三刀屋町・吉田町・掛合町、飯石郡	〒693-0028 出雲市塩冶善行町 13 番 3 出雲地方合同庁舎	0853-21-1240
浜田労働基準監督署	浜田市、江津市、邑智郡	〒697-0026 浜田市田町 116-9	0855-22-1840
益田労働基準監督署	益田市、鹿足郡	〒698-0027 益田市あけぼの東町 4-6 益田地方合同庁舎	0856-22-2351

(2) 公共職業安定所 (ハローワーク) (雇用保険適用事業所設置届等)

税務署名 (管轄区域)	住所	電話番号
ハローワーク松江 (松江市)	〒690-0841 松江市向島町 134 番 10 松江地方合同庁舎	0852-22-8609
ハローワーク隠岐の島 (隠岐郡)	〒685-0016 隠岐郡隠岐の島町城北町 55 隠岐の島地方合同庁舎	08512-2-0161
ハローワーク安来 (安来市)	〒692-0011 安来市安来町 903-1	0854-22-2545
ハローワーク浜田 (浜田市、江津市(桜江町を除く))	〒697-0027 浜田市殿町 21-6	0855-22-8609
ハローワーク出雲 (出雲市)	〒693-0023 出雲市塩冶有原町 1-59	0853-21-8609
ハローワーク益田 (益田市、鹿足郡)	〒698-0027 益田市あけぼの東町 4-6 益田地方合同庁舎	0856-22-8609
ハローワーク雲南 (雲南市、仁多郡、飯石郡)	〒699-1311 雲南市木次町里方 514-2	0854-42-0751
ハローワーク石見大田 (大田市)	〒694-0064 大田市大田町大田口 1182-1	0854-82-8609
ハローワーク川本 (邑智郡、江津市桜江町)	〒696-0001 邑智郡川本町川本 301-2	0855-72-0385

(3) 年金事務所 (健康保険厚生年金新規適用届等)

税務署名	管轄区域	住所	電話番号
松江年金事務所	松江市、安来市、雲南市、仁多郡、隠岐郡	〒690-8511 松江市東朝日町 107	0852-23-9540
出雲年金事務所	出雲市、大田市、飯石郡	〒693-0021 出雲市塩冶町 1516-2	0853-24-0045
浜田年金事務所	浜田市、益田市、江津市、邑智郡、鹿足郡	〒697-0017 浜田市原井町 908-26	0855-22-0670

各種手続きに関する事項については、NPO法人設立・運営の手引きをご活用ください(詳細 P.68)。

虎の巻 編集会議メンバー紹介



今回、この虎の巻を作成するにあたり、
より使ってもらえる虎の巻にしたいと、
さまざまな方にご協力いただき、意見交換を重ねてきました。
ここでは、その編集会議のメンバーをご紹介します。

* 県内NPO大交流会（平成26年9月6日開催）企画会

第1回 5/15 第2回 6/3 第3回 7/15

第4回 8/4 第5回 8/25 第6回 10/7（※ ぶり返り会）

* NPO虎の巻編集会議

第1回 11/11 第2回 12/19 第3回 1/15

第4回 2/19 第5回 3/10

* 編集会議メンバーからのコメント *

■編集会議メンバー

* 毎熊 浩一 さん（島根大学法文学部准教授）

「虎の巻」の語源は、中国の古い兵法書「虎韜（ことう）」なる書にあると言われます。その一節「軍略篇」（を僕なりに要約したもの）から…。「Q. 不測の事態にどう対処すればいいか？」「A. そんな事態を招かないこと！」本冊子が、読者諸氏の様々な「備え」に役立ててもらえれば幸いです。

* 三輪 利春 さん（島根NPO連絡協議会代表、NPO法人プロジェクトゆうあい理事長）

2014年9月「本音で語る！しまね県内NPOぶっちゃけ！大交流会」が盛大に開催されました。県内のNPO法人同士の情報共有や横の連携作りが必要で、団体同士が連携し共に延びて行く事を願って企画会からそのまま虎の巻編集会議に参加し、参加の皆さんと真剣に話し合い、みなで知恵を出し合っただけでよかった「虎の巻」です。この「虎の巻」が今後皆さんからの提案や要望を受けて書き換えられ、ますます皆さんの役にたつ物になる事を心から願っています。

* 竹田 尚子 さん（松江NPOネットワーク代表）

新人のつもりがいつのまにかNPO理事歴10年。まだまだ修行中ですが、仲間と悩みつつ重ねた経験が多少なりとも誰かの役に立てば嬉しいです。「虎の巻」若手メンバーの思いや言葉から、未来へのヒントいろいろいただきました。深謝！

* 溝部 俊也 さん（NPO法人しまねコーチズ代表理事）

NPO虎の巻の公開にあたり、今回アイスブレイクの担当をさせていただきました。なかなか言葉だけでは伝わりにくい部分もあるかと思いますが、、緊張をほぐしたり雰囲気を一変させるのにはとっても効果的なので、ぜひともお試しください。もっと詳しく！！という方はお気軽にしまねコーチズまでどうぞ^^

* 高瀬 広崇 さん（NPO法人ふるさとつなぎ会員）

私は昨年6月に島根に1ターンし、初めてNPO法人と関わりを持った新米中の新米なのに「若者の声を」と今回の虎の巻の製作に携われて非常に光栄でした。今回の内容は初心者でも非常にわかりやすく「そう！それが知りたかった！」という情報が満載です。基礎をしっかり押さえてるので入門初心者さんから中堅ベテランさんまで読めるまさに「虎の巻」です。

* 糸原 るい さん（NPO法人おっちらボ事務局）

去年からNPOで働き始め、事務局業務など慣れない仕事も多かったのですが、今回の虎の巻会議に参加し、相談しながら解決することが出来ました。これからNPOで働く方のために、この虎の巻が役に立つと良いなと思い、編集委員に参加させていただきました。身近な困りごとに役立つ冊子が出来たと思います！編集委員の皆さま、ありがとうございました！！

* 松田 聡 さん（島根県環境生活部NPO活動推進室）

NPO法人実務者の皆様から出された「悩み・疑問」をまとめた一冊になっていますので、法人関係者に限らず、NPOに関係されるすべての方にお役立ていただけるはずで、多くの方にご覧いただけたら大変幸いです。



■事務局（ふるさと島根定住財団 地域活動支援課）

この「NPO虎の巻」を作成するにあたり、平成26年9月に開催した県内NPO大交流会の企画から携わってくださった皆さまには、お忙しいなか幾度も会議にご参加いただきご意見をいただきました。また、交流会の事例発表から情報提供にご協力いただきましたNPO法人の皆さまには、「県内のNPO法人の活動がさらに発展し、より元気な島根になるなら」と、今まで蓄積してこられたノウハウを快く提供してくださいました。

この場をお借りして、心よりお礼申し上げます。本当にありがとうございました。

そして、この度原稿作成に多大なご尽力を賜った専門相談員及びセミナー講師の皆さまに、心より感謝申し上げます。

この虎の巻をとおして、少しでもNPO法人の皆さんの活動の悩みや疑問が解けること、また、NPO法人の皆さん同士のつながりが生まれることを願っています。

*光明 浩徳（課長） *岸本 佳美（主事）

*原田 陽子（スタッフ） *多賀 映子（スタッフ）

* お問い合わせ *

(公財)ふるさと島根定住財団

〒690-0003

島根県松江市朝日町 478-18 松江テルサ3階

TEL 0852-28-0690 / FAX 0852-28-0692

HP <http://www.teiju.or.jp/>